

第7次旭川市総合計画

旭川市



人が輝く
北の文化の
かおる
まち

第7次旭川市総合計画

はじめに

～「人が輝く 北の文化のかおる まち」を目指して～

私たちのまち旭川は、大雪山連峰や石狩川をはじめとする豊かな自然と肥沃な大地に恵まれ、四季折々の表情が美しいまちです。

また、冷涼な気候や交通の要衝といった地理的条件を生かし、農業をはじめ、製造業や卸・小売業など、多様な産業を有し、教育、医療・福祉などの都市機能が共存する北海道の拠点都市として発展してまいりました。

本市はこれまでに、昭和31年度に策定した「大旭川建設計画」をはじめとして、6次にわたってまちづくりの指針となる計画を策定し、それぞれの時代に合わせた総合的かつ計画的なまちづくりを進めてまいりました。この間、生活や産業の基盤となる社会資本を整備する一方で、市民参加や情報公開など、市民が主体となったまちづくりを進めていくための諸制度も整えてまいりました。

また、国と地方の関係が大きく見直され、本格的な地方分権と自治の時代に突入している中で、地方自治体は、自らの判断と責任において、多様化、複雑化する市民の価値観やニーズに柔軟に対応し、迅速で効果的な行政サービスを提供することが求められております。

このような中で、209名の市民で構成する市民まちづくり計画検討会議をはじめ、旭川市総合開発計画審議会など、多くの市民の方々の参画により、平成18年度から平成27年度までの10年間のまちづくりの指針となる「第7次旭川市総合計画」を策定いたしました。

本計画は、「人が輝く 北の文化のかおる まち」を都市像に掲げ、本市がこれまでに築き上げてきた歴史や生活、産業、人材、文化など地域資源の良さを改めて認識し、市民一人ひとりが、自分の住むまちに愛着と誇りを持ち、いつまでも住み続けたいと思えるよう、市民と行政がともにまちづくりを進めていくことを目指すものです。

市民の皆様におかれましても、本市の発展のため、本計画の推進により一層の御参画と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、市民まちづくり計画検討会議や旭川市総合開発計画審議会の委員の皆様をはじめ、多くの貴重な御意見や御提言をいただきました市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。



旭川市長 菅原 功一

キラリ@あさひかわ.com

■キラリ@あさひかわ.comについて

“キラリ@あさひかわ.com”は、旭川市をアピールし、子どもや若者にも関心を持ってもらえるようにと、旭川市総合開発計画審議会から御提案をいただいた第7次旭川市総合計画のキャッチフレーズです。

“キラリ”は、本市の目指す都市像の「輝く」イメージを、“@あさひかわ.com”は、「人々の集まりや賑わい」を表しており、本キャッチフレーズをキーワードとしてインターネットで検索すると、本計画のホームページにつながります。

目次

第7次旭川市総合計画について

| | |
|---------------------|----|
| 1 計画の特長 | 2 |
| 2 計画の構成 | 3 |
| 3 計画の期間 | 4 |
| 4 計画が持つ機能 | 5 |
| 5 本市を取り巻く状況 | 6 |
| ◇ 総合計画に基づくまちづくりの考え方 | 14 |
| ◇ 総合計画に基づく具体的な取組 | 16 |

基本構想

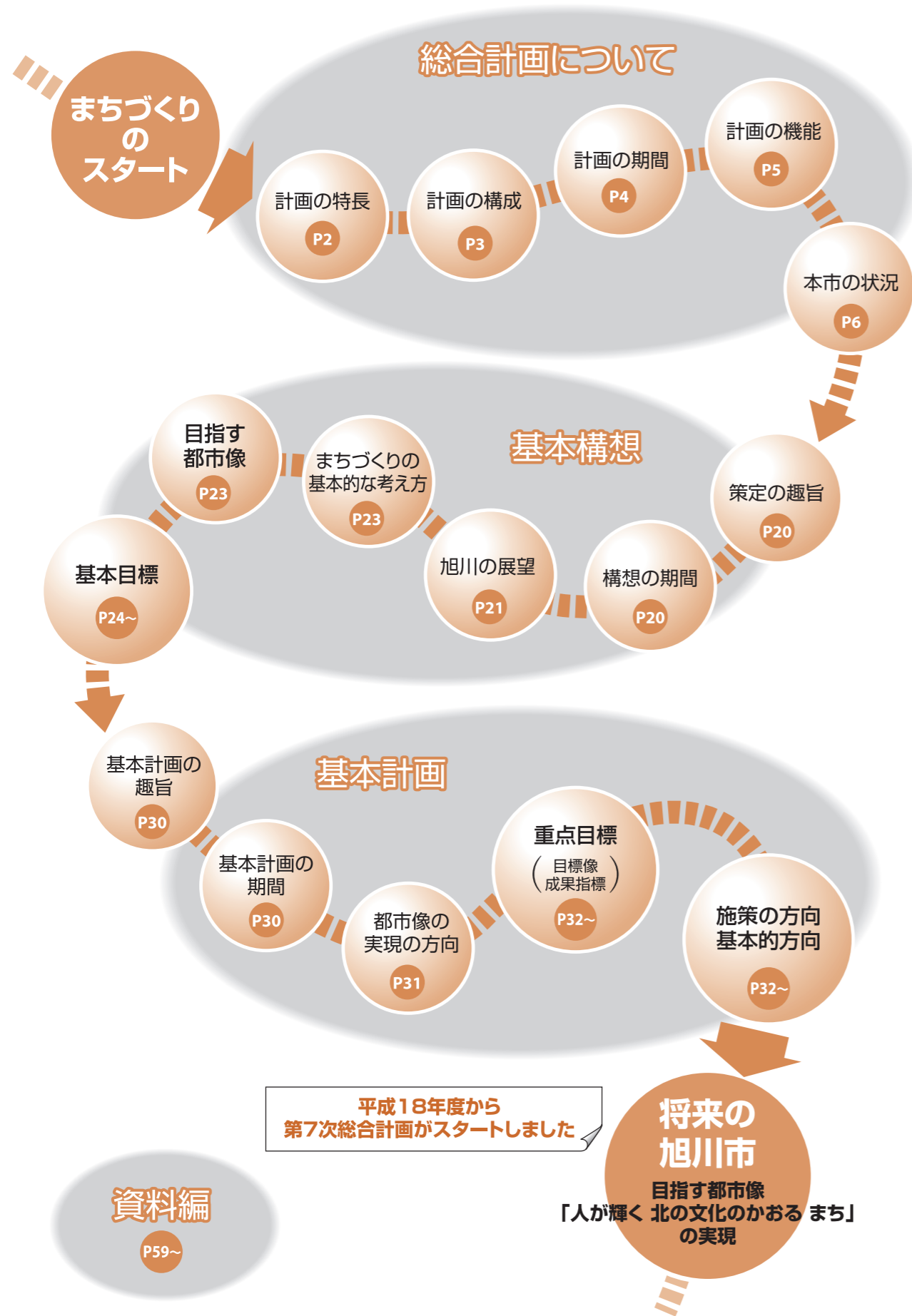
| | |
|----------------------------|----|
| ◇ 策定の趣旨 | 20 |
| ◇ 期間 | 20 |
| ◇ 旭川の展望 | 21 |
| ◇ まちづくりの基本的な考え方 | 23 |
| ◇ 目指す都市像 | 23 |
| ◇ 都市像の実現のために | 24 |
| 「まちの方向性に関する基本目標」 | |
| 基本目標 1 愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち | 24 |
| 基本目標 2 人のやさしさとやすらぎを実感するまち | 25 |
| 基本目標 3 人が行き交い、元気な経済が展開するまち | 25 |
| 「自治の運営に関する基本目標」 | |
| 基本目標 4 市民主体の健全で公正な自治の運営 | 26 |

基本計画

| | |
|--|----|
| 1 基本計画の趣旨 | 30 |
| 2 基本計画の期間 | 30 |
| 3 都市像の実現の方向 | 31 |
| 第7次旭川市総合計画体系図 | 32 |
| 基本目標 1 愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち | |
| 重点目標 1 自律した地域コミュニティが展開されるまちにします | 34 |
| 重点目標 2 市民が生きがいを持ちながら、地域社会の担い手として活躍するまちにします | 36 |
| 重点目標 3 次代を担う人材を育てるまちにします | 38 |
| 基本目標 2 人のやさしさとやすらぎを実感するまち | |
| 重点目標 4 市民が自ら安心をつくり、健康に暮らせるまちにします | 40 |
| 重点目標 5 うるおいのある暮らしと豊かな自然を育むまちにします | 42 |
| 基本目標 3 人が行き交い、元気な経済が展開するまち | |
| 重点目標 6 魅力ある地域産業が育ち、活力に満ちたまちにします | 44 |
| 重点目標 7 都市機能と生活環境が充実したまちにします | 46 |
| 基本目標 4 市民主体の健全で公正な自治の運営 | |
| 重点目標 8 市民の主体的な自治によるまちづくりを行います | 48 |
| 重点目標 9 地域特性と資源の活用によるまちづくりを行います | 50 |
| 重点目標 10 健全な財政運営によるまちづくりを行います | 52 |
| 重点目標 11 市民の負託に的確に応える行政運営によるまちづくりを行います | 54 |
| 4 都市空間形成の考え方 | 56 |

資料編

第7次旭川市総合計画ロードマップ



第7次旭川市総合計画について

第7次旭川市総合計画について

| | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 計画の特長 | 2 |
| 2 | 計画の構成 | 3 |
| 3 | 計画の期間 | 4 |
| 4 | 計画が持つ機能 | 5 |
| 5 | 本市を取り巻く状況 | 6 |
| ◇ | 総合計画に基づくまちづくりの考え方 | 14 |
| ◇ | 総合計画に基づく具体的な取組 | 16 |

1 計画の特長

目標を中心とした計画を策定しました。

これまでの総合計画は、人口増や経済成長などを想定し、まちづくりのビジョンを示しながら、社会資本の整備をはじめ計画期間内で実施すべき事業を明確にすることを中心としたものでした。

しかし、社会経済情勢が変化する中で、一定の整備が進められた社会資本や、地域にある様々な資源をいかに有効に活用していくかがまちづくりの重要な視点となってきました。

このことから、第7次総合計画においては、市民と行政が互いに知恵を出し合うことで、効果的で効率的な資源の活用を図るために、明確な目標を共有しながら共にまちづくりに取り組むという、目標を中心とした計画を策定します。

この「目標中心型」の計画は、「何をするか」よりも「どのようなまちにするか」を明示し、その目標に向かって、財政見通しや社会経済情勢、市民ニーズなどを勘案しながら、最適な「手段」である施策、事業を創意と工夫によって見出し、戦略的に組み立てていく仕組みになります。

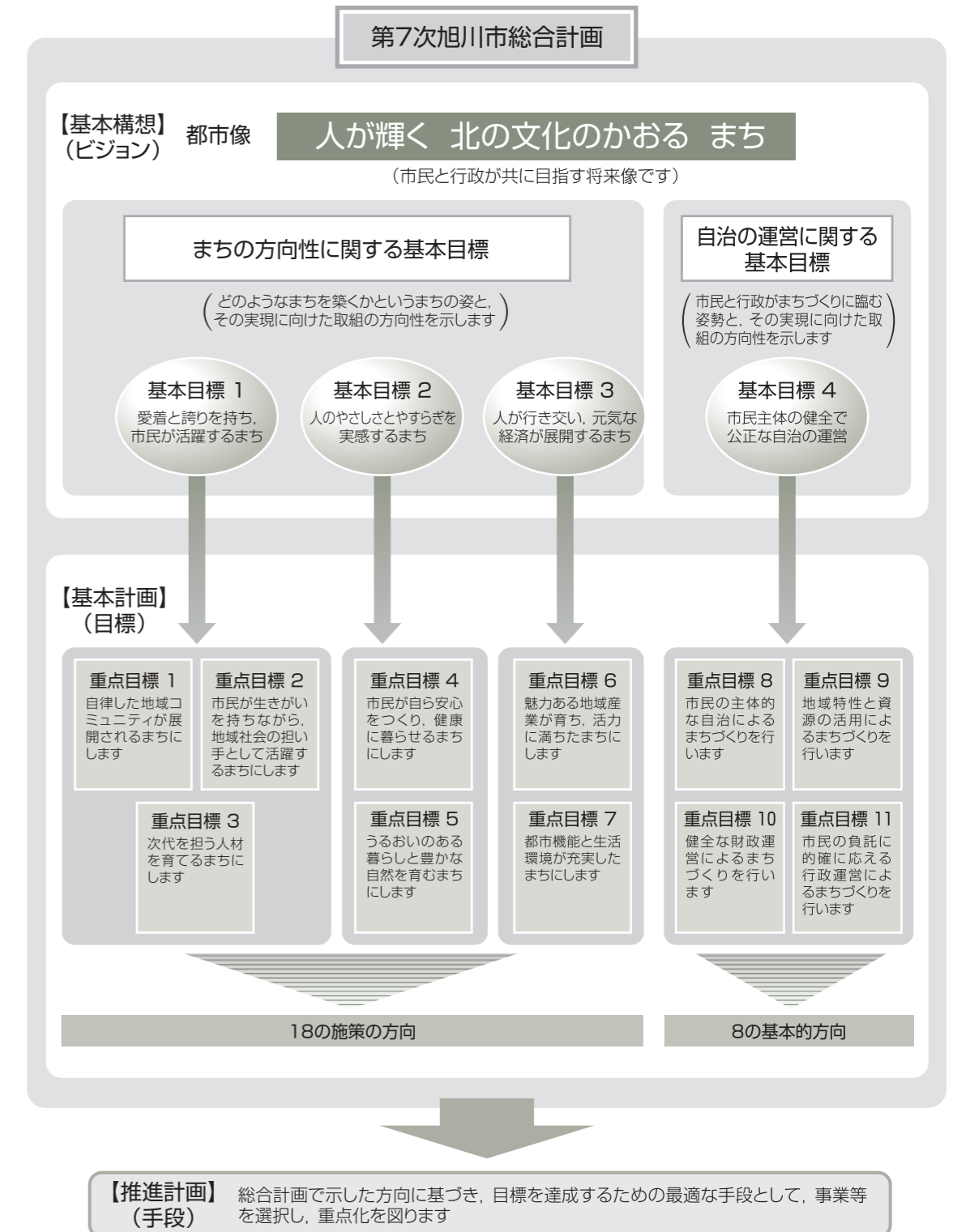
このため、第7次総合計画は、まちづくりのビジョンを示す「基本構想」と、そのビジョンを達成するための目標や取組の方向を示す「基本計画」で構成します。また、総合計画を具体的に進めるため、推進計画も合わせて策定します。

目標中心型の計画における進行管理については、これまでのように計画事業の実施数と量で計るのではなく、市民生活の向上に「いかに作用したか」「どの程度効果があったか」などの視点で目標の達成度合いを客観的に計ることが重要であることから、成果指標を設定します。

なお、推進計画とは別に、法令などに基づき分野別に策定される個別計画は、いずれも総合計画で掲げる目標の達成に向けて、整合を図りながら有機的に機能することで、総合計画を補完します。

2 計画の構成

総合計画の構成は、基本構想・基本計画とし、それらを具体的に推進するために推進計画を策定します。



3 計画の期間

計画期間は、基本構想10か年、基本計画10か年、推進計画3か年とします。

基本構想及び基本計画では、一定程度の長期的な展望を持つ必要があることから、計画期間を10か年としますが、社会経済情勢の変化等に対応できるよう基本計画は中間年度で見直します。

また、推進計画については、財政見通しや社会経済情勢を踏まえた事業選択を行うため、計画期間を3か年とします。

| 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 (中間年度) | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 基本構想(10か年) | | | | | | | | | |
| 基本計画(10か年) | | | | | | | | | |
| | | | | 基本計画 | | | | | |
| 推進計画(平成18~20年度) | | | | 基本計画 | | | | | |
| 見直し | | | | 基本計画 | | | | | |
| 見直し | | | | 推進計画(平成19~21年度) | | | | | |
| 見直し | | | | 推進計画(平成19~21年度) | | | | | |
| 見直し | | | | (毎年度) | | | | | |

4 計画が持つ機能

第7次総合計画は、5つの機能を有しています。

1 目標を明示し、広く市民と共有する計画

何をすべきかではなく、目指すまちの将来像を実現するために達成すべきことは何かを重視しています。

生活者の視点から分かりやすく効果的な目標を設定し、それを広く市民と共有していくことで、市民と行政が共に目標の達成に向けて取り組んでいくための計画です。

また、市民と共有した目標の達成に必要な施策、事業の推進に向けて、国や北海道など関係機関に対し協力を求めている際の根拠となる計画です。

2 市民と行政の役割が明確である計画

行政がすべての公共サービスを担い、多様化、複雑化する市民ニーズに十分に対応することには限界がある中で、市民参加意識の高まりと、企業、NPO法人、ボランティア及び地域の団体などが公共的なサービスを担う時代となりました。まちづくりは、主役である市民が行政と適切に役割分担しながら取り組んでいくことが求められており、それぞれがまちづくりにどのような姿勢で臨むべきかを明確にした計画です。

3 市民に成果が分かる計画

計画が、市民生活の向上に、いかに寄与し、効果的であったかについて、分かりやすい指標の設定を行い、その達成度合いを見ることで、計画を推進した成果が分かる計画です。

4 社会情勢の変化に柔軟に対応できる計画

本市を取り巻く情勢はめまぐるしく変化し、また、先行きが不透明であることから、社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応する計画です。

5 効果的かつ効率的な行財政運営の指針となる計画

限られた行政資源を最適に配分するために、どの事業を優先しどのように進めていくかの「戦略」を持って事業を構築していくための計画です。

5 本市を取り巻く状況

計画の策定に当たり、本市を取り巻く主な状況について整理しました。

1 人口

本市の人口は、昭和58年度に36万人を超えてから、およそ20年間にわたり36万人台を維持し、ほぼ横ばいに推移してきました。

しかし、平成11年度からは緩やかな減少傾向が続いています。これは、転出者が転入者の数を上回る転出超過に加え、近年の少子化の影響により出生数が減少を続ける一方で、死亡者数が増加していることによるものです。

今後も、このような状況が急激に変化することはないと見込まれることから、人口の減少傾向は続いていくものと思われ、計画最終年度の平成27年度には人口は約35万人になると予測します。

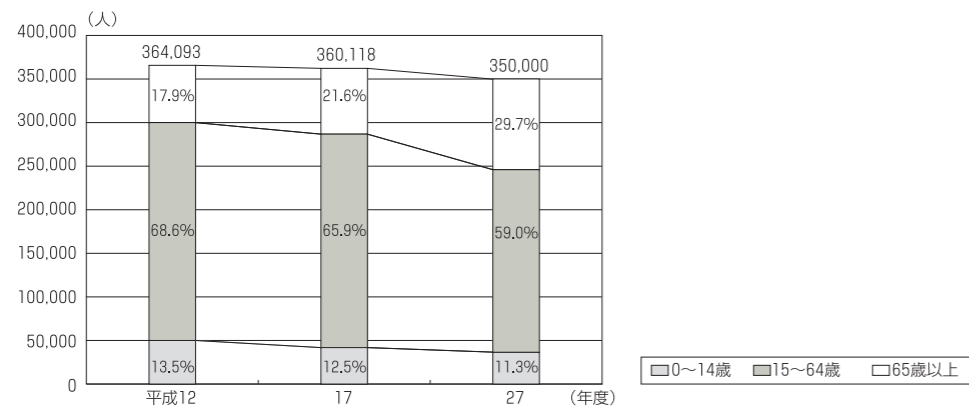
また、年齢別人口については、全国的な少子高齢化の流れは本市においても例外ではなく、年少人口(0～14歳)が減少していく一方で、老年人口(65歳以上)は増加し続けていくものと予測します。

年齢3区分別人口の推移

(単位：人)

| 区 分 | 平成12年度 | | 平成17年度 | | 平成27年度 | |
|--------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 |
| 総人口 | 364,093 | | 360,118 | | 350,000 | |
| 年少人口 | 49,064 | 13.5% | 44,971 | 12.5% | 39,500 | 11.3% |
| 生産年齢人口 | 249,680 | 68.6% | 237,494 | 65.9% | 206,500 | 59.0% |
| 老年人口 | 65,349 | 17.9% | 77,653 | 21.6% | 104,000 | 29.7% |

資料：旭川市（住民基本台帳各年9月末現在、平成27年度は予測値）



2 世帯数

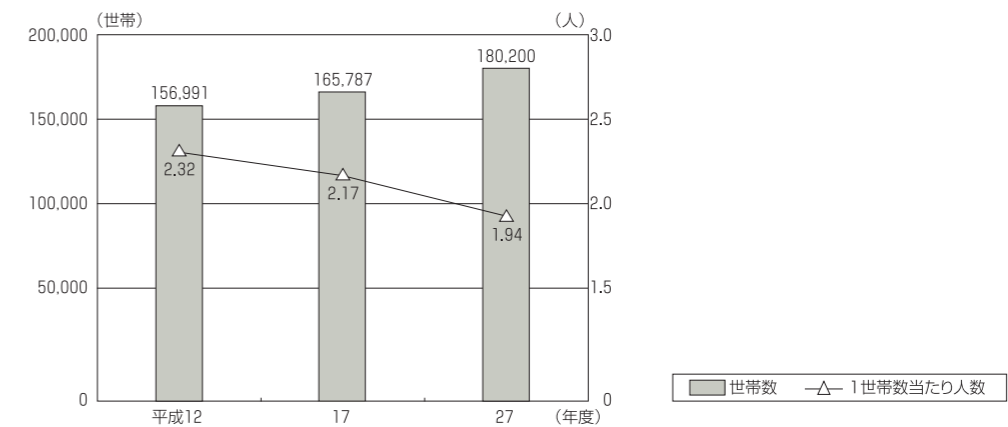
本市の世帯数は、核家族化の進展などに伴い、増加傾向が続いています。一方で、1世帯当たりの人数については減少傾向が続いています。この傾向は、今後も続くと思込まれることから、平成27年度の世帯数は約18万世帯と予測します。

世帯数の推移

(単位：世帯、人)

| 区 分 | 平成12年度 | 平成17年度 | 平成27年度 |
|----------|---------|---------|---------|
| 世帯数 | 156,991 | 165,787 | 180,200 |
| 1世帯当たり人数 | 2.32 | 2.17 | 1.94 |

資料：旭川市（住民基本台帳各年9月末現在、平成27年度は予測値）



3 財政

本市の財政運営の要となる市税などの歳入については、今後も大きな伸びを期待することは出来ないと見込まれます。

一方、歳出は、高齢化の進展に伴い、扶助費など義務的経費の増加が見込まれます。

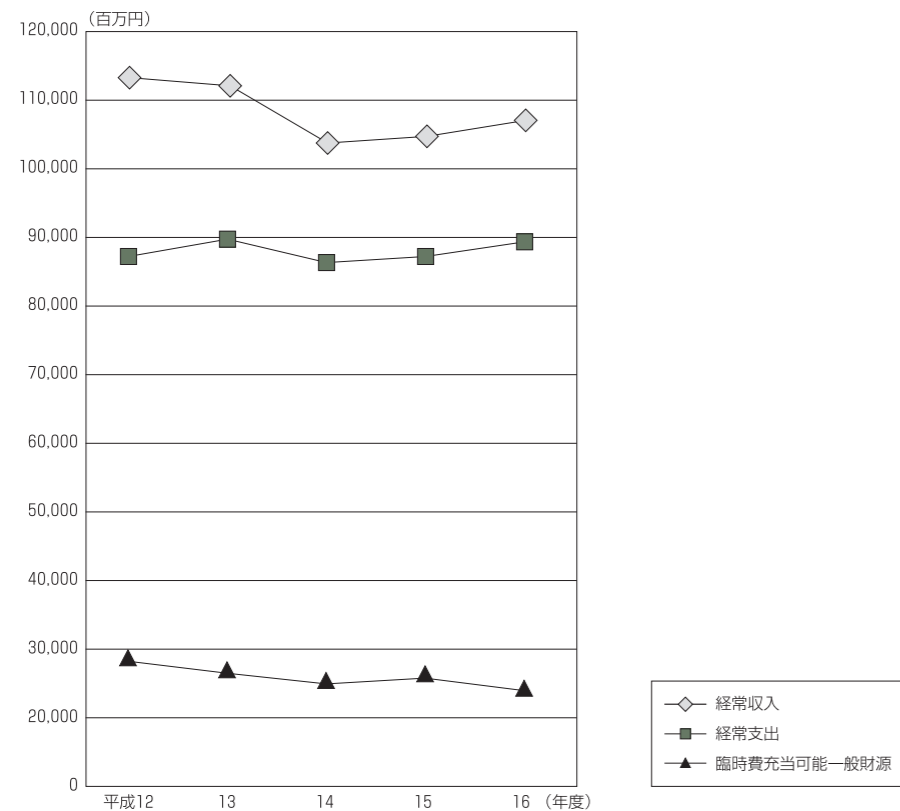
また、国の構造改革など地方財政への影響が不透明な部分もあることから、可能な限りの確な財政見通しを推計し、安定的な財政基盤を確立するための柔軟な対応が必要になります。

経常収入・経常支出・臨時費充当可能一般財源の推移

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 |
|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 経常収入(A) | 113,665 | 111,733 | 103,801 | 105,782 | 107,058 |
| 経常支出(B) | 87,705 | 89,856 | 86,195 | 87,743 | 89,790 |
| 収支差引(C) (A)-(B) | 25,960 | 21,877 | 17,606 | 18,039 | 17,268 |
| 臨時収入一般財源振替(D) | 2,865 | 5,289 | 8,609 | 8,625 | 7,732 |
| 臨時費充当可能一般財源(C)+(D) | 28,825 | 27,166 | 26,215 | 26,664 | 25,000 |

資料：旭川市（一般会計・決算ベース）



4 就業者

本市の就業者は、平成7年まで全体として増加してきましたが、平成12年には、減少に転じました。

産業区分別で見ると、第1次産業では減少傾向が続いており、第2次産業、第3次産業では、平成7年まではともに増加してきましたが、平成12年にはいずれも減少に転じました。

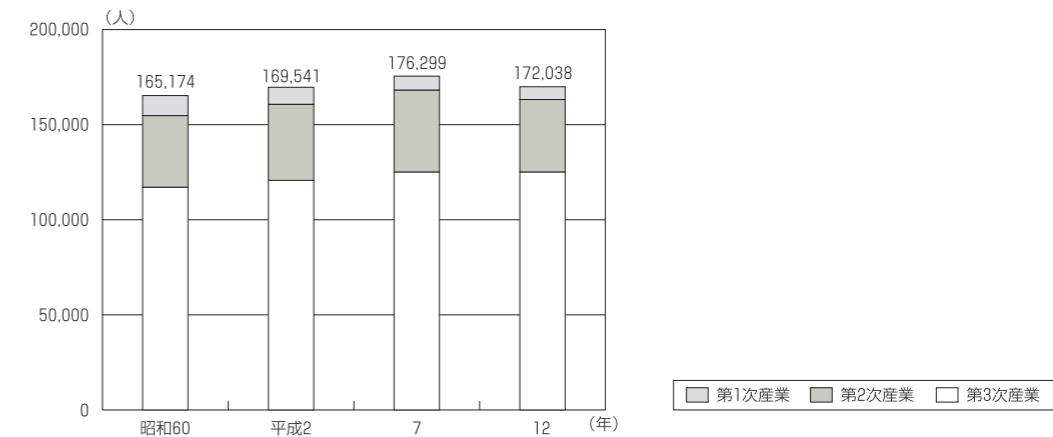
産業区分の構成比では、第3次産業の比重がより高まってきています。

就業者数の推移

(単位：人)

| 産業区分 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 |
|-------|---------|---------|---------|---------|
| 総 数 | 165,174 | 169,541 | 176,299 | 172,038 |
| 第1次産業 | 8,934 | 7,302 | 6,153 | 5,211 |
| 第2次産業 | 38,486 | 40,934 | 44,330 | 40,521 |
| 第3次産業 | 117,716 | 120,931 | 125,087 | 124,188 |

資料：国勢調査（各年10月1日現在） ※総数には分類不能を含む



5 生産額等

本市の農業産出額は、平成15年で、153.6億円となっており、畜産はほぼ横ばいで推移しているものの、耕種(米、野菜等)は平成7年に比べ平成15年には24.3%減少し、厳しい環境に置かれています。農家人口も、平成7年に比べ平成12年は19.7%の減少となっており、農業の担い手不足と高齢化は一層深刻さを増しています。

製造品出荷額等は平成8年以降、従業者数は平成7年以降減少し続けています。製造品出荷額等は、平成8年に比べ平成15年には35.6%の減少、従業者数は平成7年に比べ平成15年には35.0%減少しています。

卸売業・小売業における年間商品販売額は、平成9年に比べ平成14年は、卸売業で20.7%の減少、小売業では13.7%減少している状況にあります。従業者数は、卸売業で平成3年以降減少し続けており、平成3年に比べ平成14年には25.6%の減少、小売業では平成9年に一旦は減少したものの平成11年には増加し、さらに平成14年には再び減少に転じています。

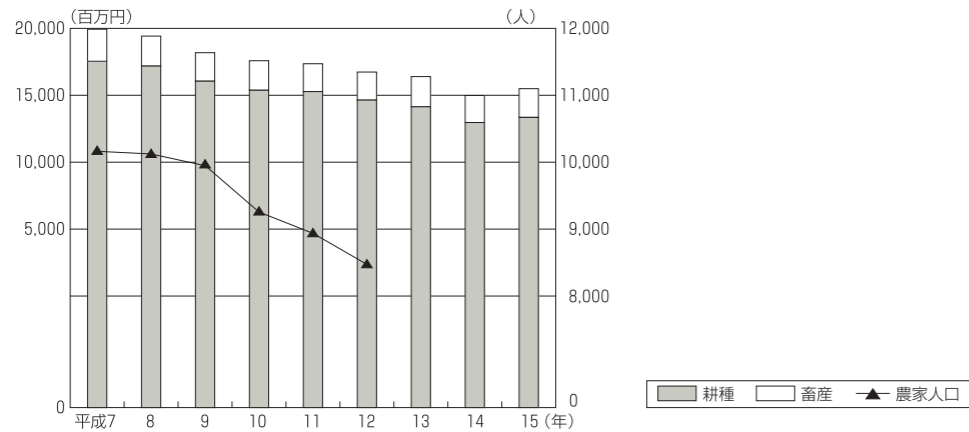
農業産出額・農家人口の推移

(単位：百万円、人)

| 年次 | 平成7年 | 平成8年 | 平成9年 | 平成10年 | 平成11年 | 平成12年 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 農業産出額 | 19,851 | 19,322 | 18,173 | 17,499 | 17,209 | 16,680 |
| 耕種 | 17,563 | 17,163 | 16,004 | 15,286 | 15,120 | 14,540 |
| 畜産 | 2,288 | 2,159 | 2,169 | 2,213 | 2,089 | 2,140 |
| 農家人口 | 10,543 | 10,261 | 9,968 | 9,279 | 8,939 | 8,465 |

| 年次 | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 |
|-------|--------|--------|--------|
| 農業産出額 | 16,310 | 15,080 | 15,360 |
| 耕種 | 14,060 | 12,940 | 13,280 |
| 畜産 | 2,240 | 2,140 | 2,080 |
| 農家人口 | — | — | — |

資料：農業産出額：農林水産省北海道統計情報事務所編「北海道農林水産統計年報（農業統計市町村別編）」
 農家人口：平成7年＝農業センサス
 平成8～11年、13～15年＝北海道農業基本調査
 平成12年＝世界農林業センサス（各年2月1日現在）



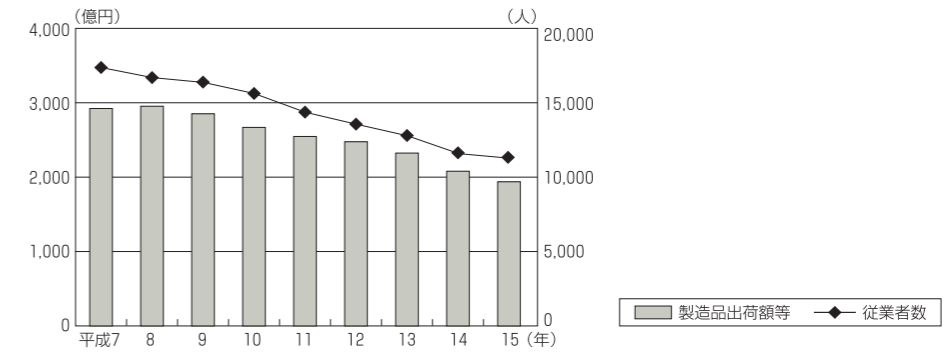
製造品出荷額等・従業者数の推移

(単位：億円、人)

| 区分 | 平成7年 | 平成8年 | 平成9年 | 平成10年 | 平成11年 | 平成12年 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 製造品出荷額等 | 2,950 | 2,964 | 2,832 | 2,657 | 2,532 | 2,454 |
| 従業者数 | 17,529 | 16,667 | 16,324 | 15,662 | 14,535 | 13,720 |

| 区分 | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 |
|---------|--------|--------|--------|
| 製造品出荷額等 | 2,300 | 2,034 | 1,910 |
| 従業者数 | 12,891 | 11,755 | 11,400 |

資料：工業統計調査／経済産業省（各年12月31日現在）※従業者4人以上の事業所を調査

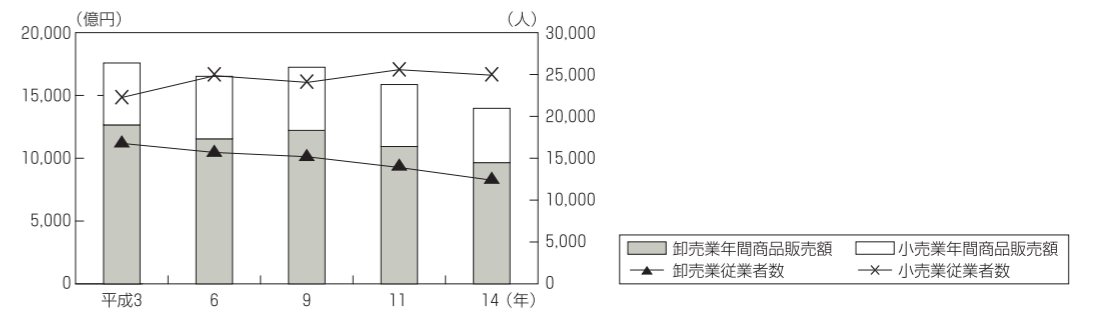


商業(卸売業・小売業)年間商品販売額・従業者数の推移

(単位：億円、人)

| 年次 | 平成3年 | 平成6年 | 平成9年 | 平成11年 | 平成14年 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年間商品販売額 | 17,437 | 16,492 | 17,066 | 15,655 | 13,898 |
| 卸売業 | 12,671 | 11,564 | 11,964 | 10,717 | 9,493 |
| 小売業 | 4,766 | 4,928 | 5,102 | 4,937 | 4,405 |
| 従業者数 | 39,491 | 40,915 | 39,281 | 39,451 | 36,990 |
| 卸売業 | 16,563 | 15,903 | 15,163 | 13,967 | 12,315 |
| 小売業 | 22,928 | 25,012 | 24,118 | 25,484 | 24,675 |

資料：商業統計調査／経済産業省（平成6、11年は7月1日現在、平成9、14年は6月1日現在）



6 地方分権

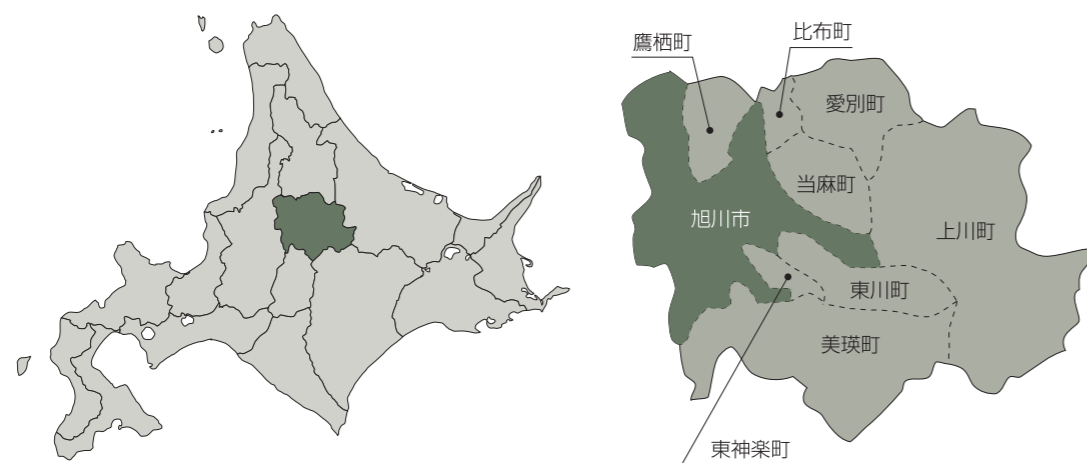
平成12年4月に「地方分権一括法」が施行され、制度的には国と地方自治体は対等・協力の立場となり、地方自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うこととされました。また、同年に本市は中核市へ移行し、大幅な権限の移譲が行われました。

市民ニーズの多様化や高度化に伴い、それに対応する人材の確保など基礎自治体の能力強化が求められるとの認識から、国においては市町村合併を推進し、全国各地で市町村合併の動きが活発化しています。

また、地方分権をさらに推進するため、国と都道府県の関係見直しなどが議論されており、北海道と市との関係においても、権限の移譲に関する検討が進められています。

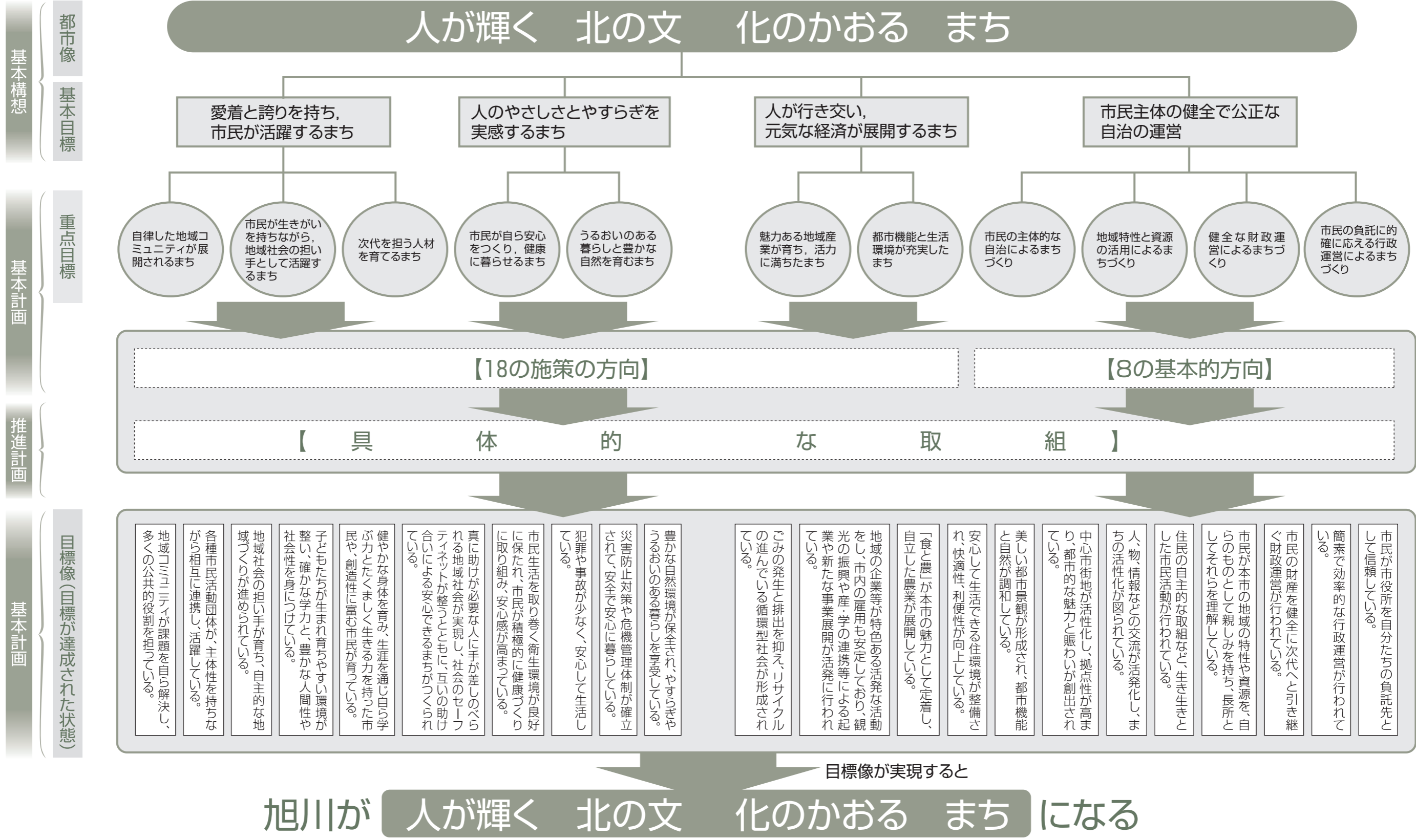
こうした動きの中、本市を含む上川中部圏域においては、合併に向けて法定協議会を設置するような状況にはありませんが、更なる広域行政の推進など互いの特性を生かしたまちづくりが求められています。

本市を含む上川中部圏域



第7次総合計画は、目指す都市像「人が輝く 北の文化のかおる まち」を頂点とする目標体系を持ち、まちづくりのビジョンを示す基本構想と、そのビジョンを達成するための目標や取組の方向を示す基本計画で構成されています。

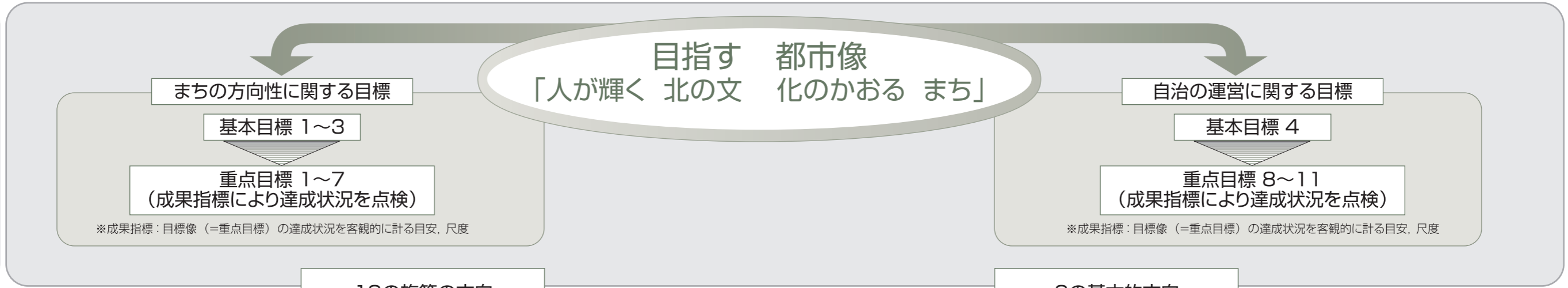
この体系は、基本計画に基づき展開される具体的な取組により、目標が達成されると都市像が実現するという考え方によるものです。



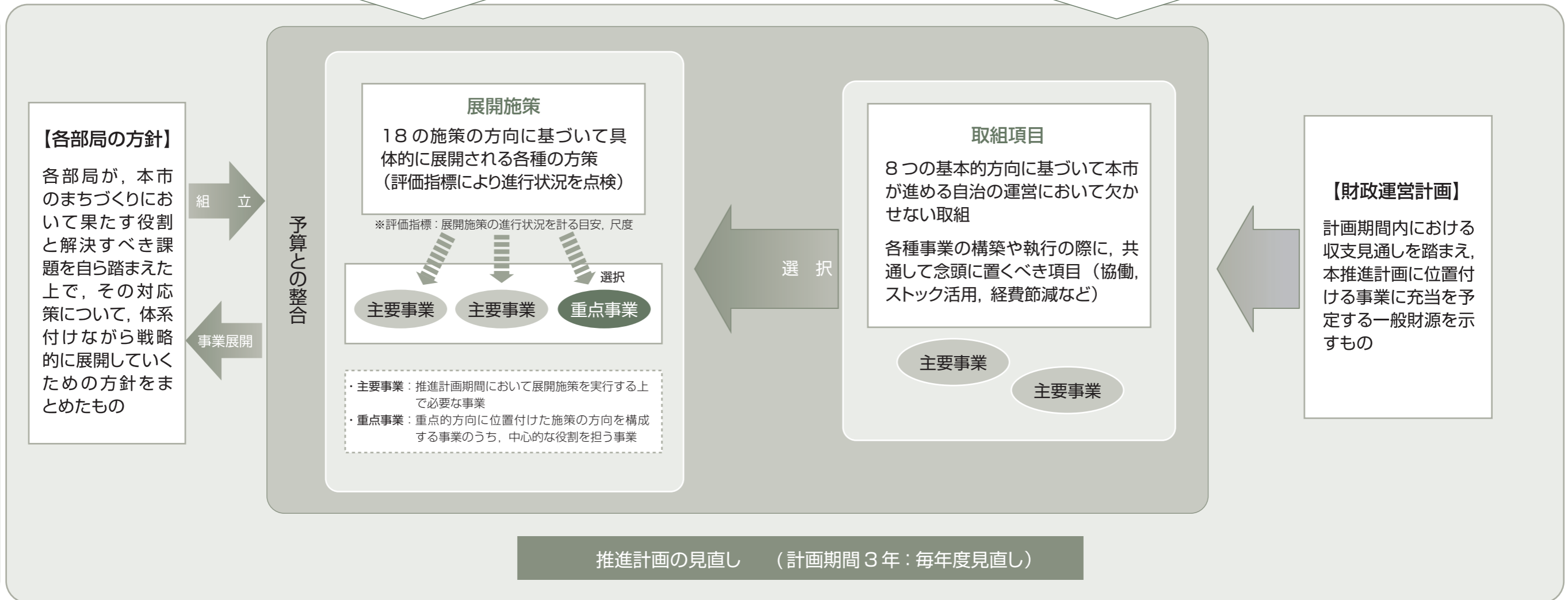
総合計画に基づく具体的な取組

総合計画を着実に推進していくためには、18の「施策の方向」と8つの「基本的方向」に基づき目標を達成するための最適な手段としてどのような施策や事業を選択し実施していくかが重要になります。このため、これらの考え方を反映し、効果的かつ効率的に取組を進めていくために、「推進計画」を策定します。推進計画は、本市を取り巻く情勢の変化等を踏まえて毎年度見直しを行い、総合計画の着実な推進につなげてまいります。

第7次旭川市総合計画



推進計画(総合計画に基づく具体的な取組)



基本構想

平成17年9月30日議決

基本構想

| | |
|----------------------------|----|
| ◇ 策定の趣旨 | 20 |
| ◇ 期間 | 20 |
| ◇ 旭川の展望 | 21 |
| ◇ まちづくりの基本的な考え方 | 23 |
| ◇ 目指す都市像 | 23 |
| ◇ 都市像の実現のために | 24 |
| 「まちの方向性に関する基本目標」 | |
| 基本目標 1 愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち | 24 |
| 基本目標 2 人のやさしさとやすらぎを実感するまち | 25 |
| 基本目標 3 人が行き交い、元気な経済が展開するまち | 25 |
| 「自治の運営に関する基本目標」 | |
| 基本目標 4 市民主体の健全で公正な自治の運営 | 26 |

策定の趣旨

旭川は、大雪山連峰を望み、石狩川をはじめとする多くの河川が合流する自然の恵み豊かな大地に生まれ、四季折々の表情が美しいまちです。

また、全国有数の米どころとして知られる農業をはじめ、食料品、家具、紙・パルプなどの製造業や、内陸の交通の要衝という地理的条件を生かした卸・小売業など多様な産業を有し、教育、医療・福祉など様々な都市機能が集積する北海道の拠点都市です。

これまで、昭和31年度に策定した「大旭川建設計画」以来、「第6次旭川市総合計画」まで、6次にわたりまちづくりの指針となる計画を策定し、それぞれの時代に合わせた総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。この間、生活や産業の基盤となる道路や下水道、各種施設などの社会資本を整備し、一方、市民参加や情報公開、男女共同参画など、まちづくりの主役である市民が尊重され、共にまちづくりを進めていくための諸制度も整えつつあります。

国内外における社会経済情勢が大きく変化し、地方分権の進展など国と地方自治体、さらには市民と行政との関係や役割にも変化が生じてきました。

また、市民の価値観やニーズが多様化、複雑化する中であって、安心して暮らすことができ、個性的で魅力と活力のあるまちが求められています。

さらに、高度情報化社会の進展や地球温暖化など、日々の活動が地球規模のつながりの中で行われており、これからのまちの在り方を考えるとき、こうした幅広い視野を持ちながら地域のことを考える視点も必要な要素となっています。

このような本市が置かれている現状と課題を的確に把握し、将来にわたって、大きな夢と希望を抱きながら、市民と行政が共に未来に輝くまちづくりを進めていくための指針となる基本構想を策定します。

旭川の展望

今後のまちづくりを進めるに当たり、大きく変化している社会経済情勢を踏まえ、次のとおり将来の旭川を展望します。

■本格的な地方分権と自治の時代

国と地方における税財源や権限に関する改革が進む中、本市においても地域社会や行財政運営の在り方を見直すことが求められています。

また、時代の価値観が大きく変化し、市民生活はもとより地域社会全般にわたりこれまでの仕組みが十分には機能しなくなることが予想され、様々な点で発想を転換する必要に迫られています。

まちづくりの主役である市民自身が主体的にかかわり、それぞれの役割を分担し連携しながら、暮らしの豊かさとともに質を高めていく、本格的な自治の時代が到来します。

■人材の育成・確保

本市の人口は、平成27年度には約35万人、老年人口割合が約30%に達する一方、年少人口割合は約11%になると予測され、人口減少社会が到来するとともに、少子高齢化がさらに進んでいきます。

こうした中、まちを構成する「人」と、「人」による支え合いなどの社会の在り方がますます重要となってきます。

また、本市がたどってきた歴史はこのまちに生きてきた「人」の営みの証そのものであり、今後とも未来を切り開くけん引力としてまちづくりを担う人材の育成と確保が必要となります。

期 間

基本構想の期間は、平成18年度(2006年度)から平成27年度(2015年度)までの10か年とします。

まちづくりの基本的な考え方

本市では、開拓のため全国各地から移住してきた先人たちのたゆまぬ努力の歴史や、厳しい風雪などの困難の中で創意と工夫を重ね築いてきた生活や産業、そして不屈の精神を持った人材などがあいまって、特有の文化を醸成してきました。

これらの貴重な財産である地域資源の魅力を、いま改めて認識し、その創造的な活用を図っていくとともに、アイヌ民族の存在や豊かで誇り高い文化を忘れてはならないと考えます。

まちの主役は市民一人ひとりです。行政との信頼関係のもと、市民自らがまちづくりの主体となり、人と人とのつながりを大切にしながら、互いの役割を分担し、暮らしの質を高めていくことにより、地域に根ざした文化が生まれ、人とまちは輝きます。この輝きが、多くの人を引き付け、さらに交流が増すことにより、賑わいと活力のあるまちへと発展していきます。

このような「人を中心とした」好循環を実現するため、市民が高い志と誇りを持ちながら、いつまでも住み続けたいと思えるまちを築き、次代へ引き継いでいきます。

目指す都市像

まちづくりの基本的な考え方を踏まえ、目指す都市像を次のとおり設定します。

人が輝く 北の文化のかおる まち

■安全・安心な暮らしの確保

犯罪や事故の増加に加え、環境破壊や自然災害、社会保障制度の見直しなどに対する様々な不安が広がっており、日常生活における安全性の確保や安心感の充実がまちの魅力を計る基本的かつ重要な要素となります。

本市は1世帯当たりの人数が減少し続けており、さらに高齢化も急速に進んでいることから、高齢者のみの世帯が増加し、介護など福祉ニーズがより一層高まっています。

また、私たちの生活は、自然との共生の中で営まれており、心豊かに安心して暮らすためには、環境への負荷を軽減し、この自然環境を守っていくことが必要となります。

■まちの活力の向上

経済構造の変化の中で、地域経済を取り巻く状況は引き続き厳しいことが予想されます。本市には、特色ある多様な地域産業があり、それらが活発に活動し地域経済の活力を生み出すとともに、雇用の場が安定的に供給されることが重要になります。

集積した都市機能と快適な生活環境の充実、さらに都市と自然の融合など美しい都市の景観は、このまちに住む人々の暮らしの充実感を満たすとともに、訪れる人々にもまちの魅力として評価されるようになります。

さらに、定住人口の減少が予測されている中、交流人口を確保することで、活力の維持・向上を図ることが必要となります。

また、同時に本市は、北の拠点都市としての役割を十分に果たすことが求められています。

目指す都市像を実現するためには、どのようなまちを築くかという「具体的なまちの姿」を描き、その実現に向けてまちづくりに取り組むことが必要となります。

また、まちづくりに当たっては、地域のことは地域で考え自ら解決するという地方自治の基本に立ち返り、主役である市民による自治と、市民の負託を受ける行政がどのように運営するのかが重要になります。このことは、どのような姿勢でまちづくりに臨むかという「自治運営の姿勢」を明確にするということです。

このように、「具体的なまちの姿」と「自治運営の姿勢」の双方が共に示されることが重要であり、地方自治においては、そのどちらも欠くことのできないものです。

このことから、3つの「まちの方向性に関する基本目標」と、1つの「自治の運営に関する基本目標」の計4つの基本目標を設定し、まちづくりに取り組んでいきます。

「まちの方向性に関する基本目標」

■基本目標 1 愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち

市民が持つ知識や経験を地域社会に生かし、住んでいるまちの良さを認識しながら、志を持って行動することが暮らしの豊かさを築いていくことにつながります。

本格的な自治の時代を迎え、地域における課題を自ら解決していく力を高めていくことが求められています。そのため、活動テーマや居住地域に応じたコミュニティの形成を促進するとともに、それぞれが主体的に活動し、互いに連携しながら、公共的な役割を担う地域社会をつくります。

また、市民が主体的に学習し、その成果を地域社会に還元する生涯学習社会を構築することで、性別や年齢に関わりなく、市民が活躍するまちづくりを進めます。

さらに、人口減少が予測され少子化が進展する中、持続的に人材を確保・育成するために、次代を担う子どもたちが生まれ育ちやすい環境を整えるとともに、一人ひとりが個性や能力を生かしながら、豊かな人間性や健やかな身体を育むまちづくりを進めます。

■基本目標 2 人のやさしさとやすらぎを実感するまち

人と人のつながりによる互いの支え合いや、社会のセーフティネットを整えることが、暮らしの安心感を高め、自然との共生がうるおいとやすらぎのある暮らしにつながります。

市民のだれもが、住み慣れた地域で、健康で心豊かに自立した生活を送るために、人のやさしさや温もりによって、共に支え合う地域福祉を推進するとともに、真に助けが必要な人に対する社会のセーフティネットを整え、安心感を高めるまちづくりを進めます。

また、本市に集積する保健・医療・福祉機能をさらに発揮し、市民が生涯を通じて自ら行う健康づくりを進めるとともに、市民生活を取り巻く衛生環境の確保に努めます。

さらに、犯罪や事故、消費者被害などから、生活の安全を守る取組を進めるとともに、自然災害等に対する危機管理体制の確立など、適切な対応を図ります。

本市の恵まれた自然環境は、暮らしにやすらぎとうるおいをもたらすものであり、豊かな自然を守り、育て、次代に引き継いでいくことが求められています。そのため、地球規模から身近な生活まで、環境への負荷の少ない社会システムに転換するなど循環型社会の形成を図るとともに、環境の保全や改善に取り組めます。

■基本目標 3 人が行き交い、元気な経済が展開するまち

暮らしの豊かさを築いていくことが、人とまちを輝かせます。その輝きがより多くの人を引き付け、さらに人や物、情報などの行き来が盛んになるとともに、経済活動が活発になり、本市の魅力が高めることにつながります。

経済構造の変化、グローバル化の進展、地域間競争の激化など、地域経済を取り巻く状況が大きく変化している中、雇用など市民の暮らしを支える地域経済を活性化することが重要です。

そのため、本市の基幹産業の競争力を高めるとともに、地域の資源を有効に活用した産業の展開を促進するなど、魅力ある地域産業の育成を通じて、まちの活力を高めていきます。

また、快適な生活環境の維持・向上を図るため、公共の福祉を優先した総合的な土地利用を進めるとともに、冬をはじめ四季を通じて安心して生活できる住環境の充実を図ります。

交通網や情報通信基盤などの集積を生かした、北の拠点としての機能を高めるとともに、本市の顔となる中心市街地を活性化するなど、都市的な魅力と賑わいをつくり自然と調和した都市機能の充実を図ります。また、人、物、情報などの交流の活性化によりまちの活力の向上を図ります。

「自治の運営に関する基本目標」

■基本目標 4 市民主体の健全で公正な自治の運営

地方自治体がまちづくりにおいて自ら選択し、行動することが必要であり、市民と行政が適切に役割分担しながら、共にまちづくりを行っていく姿勢が持続可能なまちをつくれます。

市民参加意識の高まりと市民ニーズが多様化、複雑化する中、様々な主体が公共サービスを担うような環境づくりが求められており、協働の考え方の浸透と一層の実践を通じて、市民の主体的な自治によるまちづくりを行います。市民は、積極的に市政に参画し、「市政の主人公」であることを実現します。

また、本市の持つ特性や魅力を再認識しながら、それらを創造的に生かしたまちづくりを行います。

行政においては、これまで以上に市民の負託に的確に応えるため、市民に情報提供を行うとともに説明責任を果たし、財政基盤の確立や行政経営のスリム化を図るなど、健全な行財政運営によるまちづくりを行います。

基本構想概念図

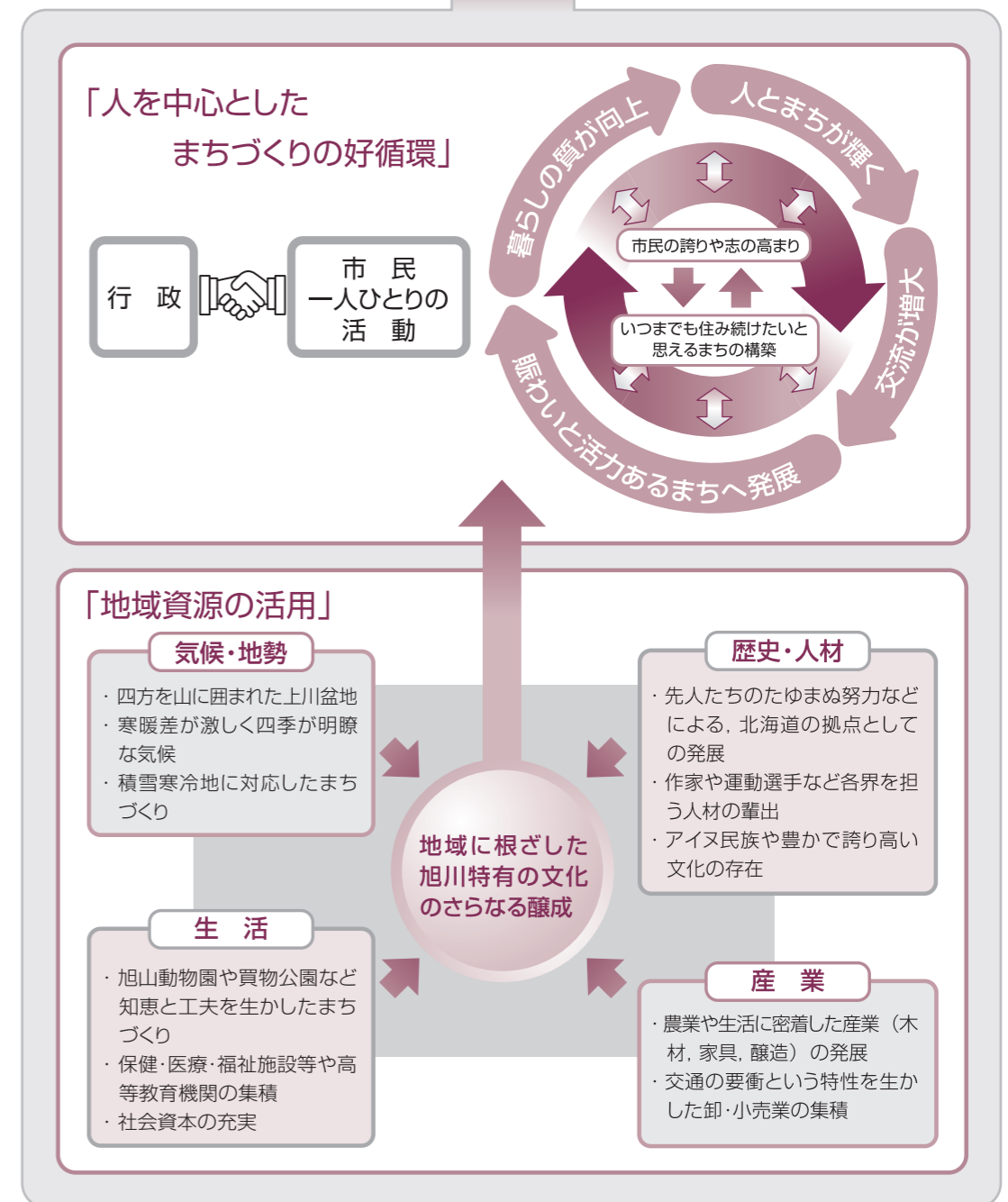
人が輝く 北の文化のかおる まち

自分たちが満足できる活動を行える場があり、生きがいをもって充実した日々を送りながら、自分たちの暮らしを自分たちで作りに上げていること

北海道のみならず、日本の北の拠点の役割を果たすとともに、地域に根ざした特有の歴史、人材、生活・産業を新たに創造していくこと

都市像

まちづくりの基本的な考え方



基本計画

基本計画

| | | |
|---|--|----|
| 1 | 基本計画の趣旨 | 30 |
| 2 | 基本計画の期間 | 30 |
| 3 | 都市像の実現の方向 | 31 |
| | 第7次旭川市総合計画体系図 | 32 |
| | 基本目標 1 愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち | |
| | 重点目標 1 自律した地域コミュニティが展開されるまちにします | 34 |
| | 重点目標 2 市民が生きがいを持ちながら、地域社会の担い手として活躍するまちにします | 36 |
| | 重点目標 3 次代を担う人材を育てるまちにします | 38 |
| | 基本目標 2 人のやさしさとやすらぎを実感するまち | |
| | 重点目標 4 市民が自ら安心をつくり、健康に暮らせるまちにします | 40 |
| | 重点目標 5 うるおいのある暮らしと豊かな自然を育むまちにします | 42 |
| | 基本目標 3 人が行き交い、元気な経済が展開するまち | |
| | 重点目標 6 魅力ある地域産業が育ち、活力に満ちたまちにします | 44 |
| | 重点目標 7 都市機能と生活環境が充実したまちにします | 46 |
| | 基本目標 4 市民主体の健全で公正な自治の運営 | |
| | 重点目標 8 市民の主体的な自治によるまちづくりを行います | 48 |
| | 重点目標 9 地域特性と資源の活用によるまちづくりを行います | 50 |
| | 重点目標 10 健全な財政運営によるまちづくりを行います | 52 |
| | 重点目標 11 市民の負託に的確に応える行政運営によるまちづくりを行います | 54 |
| 4 | 都市空間形成の考え方 | 56 |

1 基本計画の趣旨

1 目的

基本計画は、基本構想で掲げる都市像「人が輝く 北の文化のかおる まち」の実現に向けて、市民と行政が共に目指す目標を明示するとともに、目標を達成するための取組の方向を体系的に示し、行政運営の基本となる計画として、総合的に施策の展開を図ることを目的として策定します。

2 構成

基本構想の「まちの方向性に関する基本目標」と「自治の運営に関する基本目標」に基づき、重点的に取り組んでいく目標として「重点目標」を設定し、それを達成するための「施策の方向」及び「基本的方向」を示します。

また、重点目標が達成された状態を表す「目標像」と、目標の達成状況を客観的に計るための「成果指標」を設定します。

2 基本計画の期間

基本計画の期間は、平成18年度(2006年度)から平成27年度(2015年度)までの10か年とします。中間年度の平成22年度(2010年度)には、社会経済情勢の変化などを踏まえ見直しを行います。

*「成果指標」について

- ・成果指標は、目標像の達成状況を客観的に計る目安、尺度として、数値で把握可能なものを設定しますが、数値に限られたある状態を示すものであるため、複数の指標などで補完します。
- ・目標像を達成するためには、様々な工夫を図り、いくつかの施策の組み合わせや目標達成のための過程を十分に検討することが必要であり、成果指標の目標値を単に達成するための取組を行うものではありません。

3 都市像の実現の方向

都市像の実現に向け、「まちの方向性に関する基本目標」に基づく7つの重点目標と、「自治の運営に関する基本目標」に基づく4つの重点目標を設定し、総合的に施策を推進していくための方向性を示します。

「まちの方向性に関する基本目標」

◆基本目標 1 愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち

市民が持つ知識や経験を地域社会に生かし、住んでいるまちの良さを認識しながら、志を持って行動することが暮らしの豊かさを築いていくことにつながります。

そのため、次の3つの重点目標を設定します。

- ・重点目標 1 自律した地域コミュニティが展開されるまちにします
- ・重点目標 2 市民が生きがいを持ちながら、地域社会の担い手として活躍するまちにします
- ・重点目標 3 次代を担う人材を育てるまちにします

◆基本目標 2 人のやさしさとやすらぎを実感するまち

人と人のつながりによる互いの支え合いや、社会のセーフティネットを整えることが、暮らしの安心感を高め、自然との共生がうるおいとやすらぎのある暮らしにつながります。

そのため、次の2つの重点目標を設定します。

- ・重点目標 4 市民が自ら安心をつくり、健康に暮らせるまちにします
- ・重点目標 5 うるおいのある暮らしと豊かな自然を育むまちにします

◆基本目標 3 人が行き交い、元気な経済が展開するまち

暮らしの豊かさを築いていくことが、人とまちを輝かせます。その輝きがより多くの人を引き付け、さらに人や物、情報などの行き来が盛んになるとともに、経済活動が活発になり、本市の魅力を高めることにつながります。

そのため、次の2つの重点目標を設定します。

- ・重点目標 6 魅力ある地域産業が育ち、活力に満ちたまちにします
- ・重点目標 7 都市機能と生活環境が充実したまちにします

「自治の運営に関する基本目標」

◆基本目標 4 市民主体の健全で公正な自治の運営

地方自治体がまちづくりにおいて自ら選択し、行動することが必要であり、市民と行政が適切に役割分担しながら、共にまちづくりを行っていく姿勢が持続可能なまちをつくります。

そのため、次の4つの重点目標を設定します。

- ・重点目標 8 市民の主体的な自治によるまちづくりを行います
- ・重点目標 9 地域特性と資源の活用によるまちづくりを行います
- ・重点目標 10 健全な財政運営によるまちづくりを行います
- ・重点目標 11 市民の負託に的確に応える行政運営によるまちづくりを行います

都市像

基本目標

重点目標

成果指標

施策の方向

人が輝く
北の文化のかおる
まち

<まちの方向性に関する基本目標>

1 愛着と誇りを持ち、
市民が活躍するまち

- 1 自律した地域コミュニティが展開されるまちにします
- 2 市民が生きがいを持ちながら、地域社会の担い手として活躍するまちにします
- 3 次代を担う人材を育てるまちにします

- 1 地域づくりを目的とした自主的団体の事業数
- 2 町内会加入率
- 3 NPO法人数
- 4 学習活動及び社会活動における生涯学習ボランティア数
- 5 地域人材の小中学校における活用人数
- 6 年少人口割合
- 7 合計特殊出生率
- 8 子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合

- まちづくりに対する市民意識の向上
- 地域交流の推進
- 公共的役割を担う地域社会の形成
- 生涯学習社会を構築する人づくり
- 生涯学習社会を構築する地域づくり
- 子どもを生み育てやすい環境の充実
- 子どもが健やかに育つ環境の充実

2 人のやさしさとやす
らぎを実感するまち

- 4 市民が自ら安心をつくり、健康に暮らせるまちにします
- 5 うるおいのある暮らしと豊かな自然を育むまちにします

- 9 相談の機会が充実していると感じる市民の割合
- 10 地域で助け合いながら暮らしていると感じる市民の割合
- 11 自分が健康だと感じる市民の割合
- 12 健康寿命
- 13 市民の人的災害り災率
- 14 住民を主体とする防災組織数
- 15 二酸化炭素排出量
- 16 緑などの自然環境が充実していると感じる市民の割合
- 17 リサイクル率

- 共に支え合い、自立した生活を送ることのできる地域福祉の推進
- 健康不安の解消
- 衛生的な生活の確保
- 交通、消費生活等における安心の充実
- 災害等における対応体制の充実
- 自然と調和した都市環境の充実
- 資源の保護と環境への負荷が少ない循環型社会の形成

3 人が行き交い、元気な
経済が展開するまち

- 6 魅力ある地域産業が育ち、活気に満ちたまちにします
- 7 都市機能と生活環境が充実したまちにします

- 18 一人当たりの市民所得
- 19 有効求人倍率
- 20 専業農家一戸当たりの農業所得
- 21 快適に生活できる環境にあると感じる市民の割合
- 22 心地よい景観だと感じる市民の割合
- 23 中心部の歩行者数
- 24 高速交通利用者数

- 競争力のある地域産業の育成と振興
- 地域の魅力と資源を生かした産業の創出
- 安全で快適に生活できる住環境の整備
- 拠点機能の整備

<自治の運営に関する基本目標>

4 市民主体の健全で
公正な自治の運営

- 8 市民の主体的な自治によるまちづくりを行います
- 9 地域特性と資源の活用によるまちづくりを行います
- 10 健全な財政運営によるまちづくりを行います
- 11 市民の負託に的確に応える行政運営によるまちづくりを行います

- 25 地域で主体的に活動している市民の割合
- 26 本市に愛着や親しみを感じている市民の割合
- 27 経常収支比率
- 28 市民一人当たりの市債残高
- 29 市役所に対して良い印象を持っている市民の割合

- 市民参加と協働の推進
- 市民と行政の的確な役割分担
- 地域資源の有効活用
- 地域特性や時代変化への的確な対応
- 財政基盤の確立
- 行政経営のスリム化
- 行政改革の推進
- 信頼される組織づくり

基本的方向

基本目標1 愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち
重点目標1 自律した地域コミュニティが展開されるまちにします

1 目標設定の背景

市民の価値観やライフスタイルの変化に伴い、既存組織に対する帰属意識が薄れるなど、コミュニティ意識の稀薄化が懸念される一方、地域において解決すべき課題やニーズは多様化、複雑化しています。

そのため、まちづくりの主役である市民自身が主体的にかかわり、それぞれの役割を分担し連携しながら、自ら暮らしの質を高めていくことが必要であり、様々な活動テーマや居住地域に応じたコミュニティづくりとその活動の活性化が求められています。

2 目標が達成された状態(目標像)

- 地域コミュニティが地域における課題を自ら解決し、多くの公共的役割を担っています。
- 各種市民活動団体が主体性を持ちながら、相互に連携し、活躍しています。

3 成果指標

| 指標名(指標設定の考え方) | 現状値(基準時) | 目標値(平成27年度) |
|---|-----------------------------|-----------------|
| 1 地域づくりを目的とした自主的団体の事業数 (自主的活動により地域コミュニティが活性化していることを地区市民委員会の事業数で計ります) | 41件/地区 市民委員会 (平成17年度) | 50件/地区 市民委員会 |
| 2 町内会加入率 (市民一人ひとりが地域を構成し、その結びつきの中で生活しているかを計ります) | 66.9% (平成17年度) | 75% |
| 3 NPO法人数 (公共の担い手となる自主的団体が地域で育っているかを、設置目的が明確なNPO法人数で計ります) | 33法人 (平成16年度) | 90法人 |

4 目標達成のための施策の方向

市民一人ひとりがこのまちに強い関心を持ち続け、主体的にまちづくりに参加する意識を高めていくとともに、身近なところから地域の連携を強めるような交流を推進し、公共的な役割を担う地域社会の形成を図っていく必要があります。

* 成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方

- 地域づくりを目的とした自主的団体の事業数
 - ・ 地域によって活動の差がある中で、全体的に一定程度の活性化がなされた状態として2割程度増加することを目標とします。
 - ・ 地区市民委員会が提出する事業計画書に記載された事業総数/地区市民委員会数(現在64地区)としています。
- 町内会加入率
 - ・ 平成8年以降、町内会加入率が低下し続けているため、その前の平成7年当時の水準を目標とします。
 - ・ 加入世帯/3月末の住民基本台帳世帯数としています。

まちづくりに対する市民意識の向上

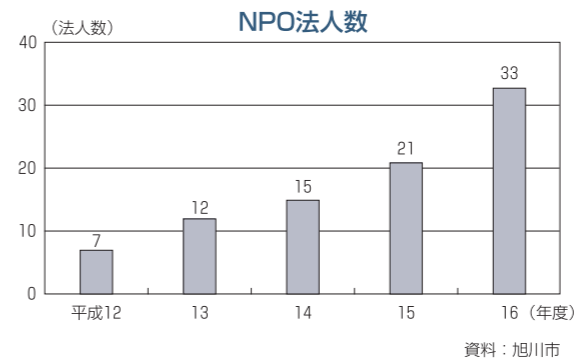
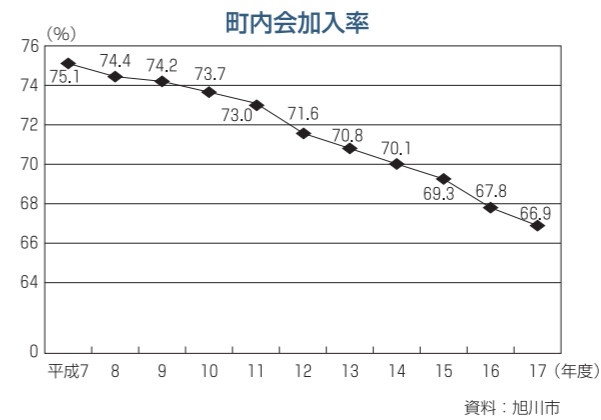
市政に関する情報をはじめとした様々な情報を市民に提供し、共有化を図っていくことや、市民が活動しやすい環境を整えていくことにより、まちづくりに対する市民意識の向上に努めます。

地域交流の推進

あらゆる世代や各種のテーマに応じた多様な交流の機会や場を充実していくなど、地域における交流を推進します。

公共的役割を担う地域社会の形成

地域課題の解決を担う人材を増やすとともに、多様化する課題に対応した組織が形成される地域社会づくりを進めます。



* 成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方

- NPO法人数
 - ・ NPO法人とは特定非営利活動促進法(NPO法)に基づいて認証された法人です。
 - ・ NPO法施行以来、法人数が増加してきており、今後も順調に増加していくことを目標とします。
 - ・ 12月末の認証数としています。

基本目標1 愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち

重点目標2 市民が生きがいを持ちながら、地域社会の担い手として活躍するまちにします

1 目標設定の背景

市民の価値観やライフスタイルの変化の中で、自ら得た知識や能力、技術などを生かして社会に貢献したり、まちづくりを担う意識が高まっています。

また、生涯にわたり充実した生活を営み、性別や年齢に関わりなく、地域社会の一員としてまちづくりの主役となることが求められています。

市民一人ひとりが主体的に学びあう活動を通じて、自己実現が図られると同時に、その学習成果が地域社会に蓄積され、地域づくりに生かされる環境が求められています。

2 目標が達成された状態(目標像)

- 市民が主体的に学習し、学んだ成果を地域社会に還元するなど、地域社会の担い手が育ち、自主的な地域づくりが進められています。

3 成果指標

| 指 標 名 (指標設定の考え方) | 現状値 (基準時) | 目標値 (平成27年度) |
|--|--------------------|-----------------|
| 4 学習活動及び社会活動における生涯学習ボランティア数 (地域社会の担い手として、市民が自ら学んだ成果を発揮している状況を、市に登録されているボランティア人数で計ります) | 748人 (平成17年度) | 2,000人 |
| 5 地域人材の小中学校における活用人数 (地域住民が、学んだ成果を地域に還元している状況を、学校の総合的な学習の時間における地域人材の活用人数で計ります) | 5.7人/校 (平成16年度) | 6.7人/校 |

4 目標達成のための施策の方向

生涯学習社会の構築に向けては、趣味教養を中心とする自己完結型の学習だけでなく、学んだ成果が社会に還元され、新たな学習の機会につながるような循環型の学習への転換を図ることが必要です。

そのためには、生涯学習についての理解を広く市民に浸透させるとともに、地域特性を生かした生涯学習を推進するリーダー役となる人材の育成が必要です。

また、学習した成果を容易に還元できる地域づくりを行っていく必要があります。

* 成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方

- 4 学習活動及び社会活動における生涯学習ボランティア数
- ・生涯学習への関心が高まっていますが、学んだ成果を生生涯学習ボランティアとして地域に還元する人数がまだ少ない現状であることから、現状値の倍増以上を目標とします。
 - ・生涯学習部で登録しているボランティア人数と、生涯学習情報提供システム登録数のうちボランティア可能者数としています。
 - ・生涯学習部登録のボランティア数は図書館(宅配、盲人用テープ吹き込み、読み聞かせなど)、博物館、科学館、彫刻美術館等においてボランティアとして登録し活動している人数としています。
 - ・生涯学習情報提供システム登録数のうちボランティア可能者数は、旭川市生涯学習情報システム登録者数のうち、無償ボランティア(謝礼無し)での講師派遣を承諾している人数としています。

生涯学習社会を構築する人づくり

多様な学習ニーズがある中、自ら活動したり、触れることのできる機会の充実をはじめ、活動できる環境や学習に関する取組、情報を集約・発信できる機能を充実していくことなど、市民一人ひとりが持っている力をよりよいものとして発揮することを基本とした人づくりを推進します。

生涯学習社会を構築する地域づくり

学習活動で得た成果が自己のものとしてだけでなく、社会的に適切に評価され、それを生かし活躍できる場や活用していくような仕組みのある地域づくりを推進します。

* 成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方

- 5 地域人材の小中学校における活用人数
- ・総合的な学習の時間の推進等により、小中学校における地域人材の活躍の場が増えてきていることから、さらに1割以上増加することを目標とします。
 - ・総合的な学習の時間における地域人材活用人数/市立小中学校数としています。

基本目標1 愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち
重点目標3 次代を担う人材を育てるまちにします

1 目標設定の背景

人口が減少し、少子化がますます進んでいくと予測される中、本市の明るい未来を築くためには、子どもが地域社会の大切な財産であるということを地域で共有することが求められています。
 また、次代を担う子どもたちの将来を見据えた上で、意欲を持って生き生きと学び、心豊かに成長していくことができるような地域社会の構築が求められています。

2 目標が達成された状態(目標像)

- 子どもたちが生まれ育ちやすい環境が整い、一人ひとりが個性や能力を生かしながら、確かな学力と、豊かな人間性や社会性を身につけています。
- 豊かな自然など恵まれた環境の中で、健やかな身体を育み、生涯を通じ自ら学ぶ力とたくましく生きる力を持った市民が育っています。また、将来の旭川を担う創造性に富む市民が育っています。

3 成果指標

| 指標名(指標設定の考え方) | 現状値(基準時) | 目標値(平成27年度) |
|--|-------------------|-------------|
| 6 年少人口割合 (子どもが育成し、本市が持続的に発展する人口構成になっているかを計ります) | 12.6% (平成16年度) | 全道値 |
| 7 合計特殊出生率 (全国的な出生の動向と比較して、相対的に本市が子どもを生き育てやすい環境にあるかを計ります) | 1.20人 (平成15年度) | 全国値 |
| 8 子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合 (地域において次代を担う子どもが健全に育っているかを市民の意識で計ります) | 58.3% (平成17年度) | 70% |

4 目標達成のための施策の方向

次代を担う人材が健全に育成される地域社会を形成するためには、子どもを生き育てることに喜びを感じられる環境を構築することが重要です。
 また、子どもたち一人ひとりが個性や能力を発揮しながら健やかに育つ環境を形成することが必要です。

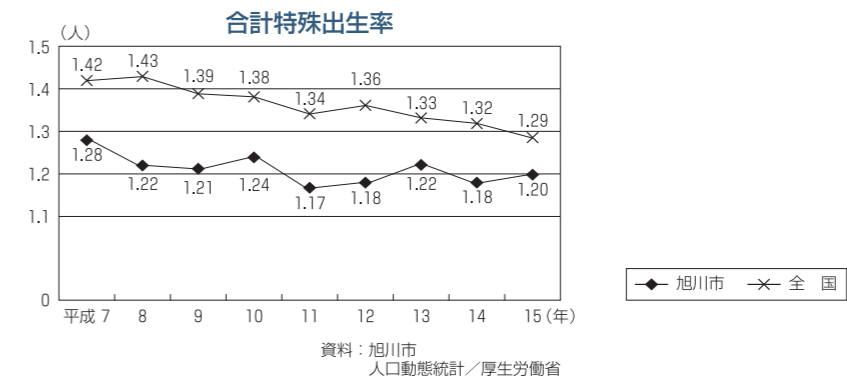
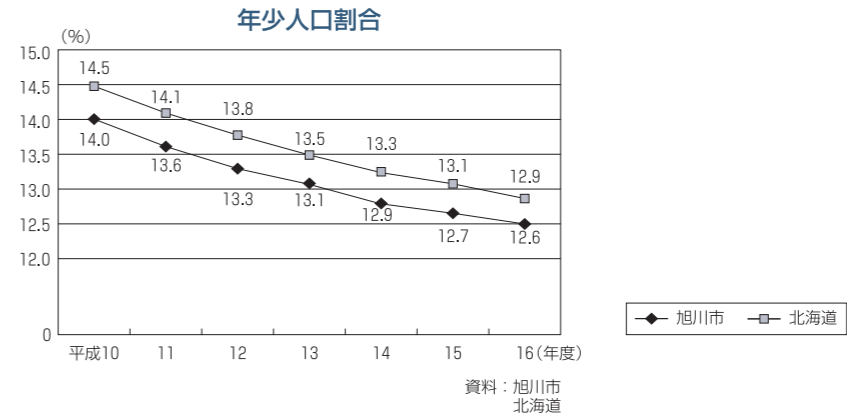
* 成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方
 6 年少人口割合
 ・全道値よりも低い水準で推移してきていることを地域課題としてとらえ、全道値の水準を目標とします。(平成16年度 全道値12.9%)
 ・3月末の住民基本台帳人口としています。

子どもを生き育てやすい環境の充実

子どもを生き育てることに対する様々な不安や負担感を軽減し、親になることに前向きになることができる環境の整備や、子育て家庭が抱える問題の解消に努めるなど、安心して子どもを生き育てることができる環境の充実を図ります。

子どもが健やかに育つ環境の充実

創意に富み、活力ある教育を推進するとともに、良好で安心できる学校教育環境の充実に努めます。
 また、子どもを教育し、育てていく場である地域や家庭との信頼関係による地域のモラルや教育力を向上させていくなど、子どもを中心に考え、情操を養い健やかに育つ環境を充実します。



* 成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方
 7 合計特殊出生率
 ・全国値よりも低い水準で推移してきていることを地域課題としてとらえ、全国値の水準を目標とします。(平成15年 全国値1.29人)
 ・市の値は、住民基本台帳人口と人口動態統計出生数から算出し、全国の値は人口動態統計としています。
 8 子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合
 ・市民の過半数が子どもたちが健やかに育っていると感じていますが、さらに割合が増加することを目標とします。
 ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

基本目標2 人のやさしさとやすらぎを実感するまち

重点目標 4 市民が自ら安心をつくり、健康に暮らせるまちにします

1 目標設定の背景

犯罪、事故、災害などの不安に加え、健康に対する不安など様々な不安感が広がっており、それらに適切に対応することが必要になっています。

また、自分たちの活動や地域で暮らす人たちの優しさや温もりによって、安心感を高めることが重要となっています。

2 目標が達成された状態(目標像)

- 真に助けが必要な人に手が差しのべられる地域社会が実現し、支援を受けている人はもちろん、支援を受けていない人も社会のセーフティネットが整っていることで安心感をしています。また、支援を受けた人が別の場面では社会の一員として社会に役立つ活動を行っていることで、互いの助け合いによる安心できるまちがつけられています。
- 集積している保健・医療・福祉機能がさらに発揮され、市民生活を取り巻く衛生環境が保たれるとともに、市民が積極的に健康づくりに取り組むことで、安心感が高まっています。
- 安全な暮らしの確保に向け、地域が一丸となって取り組むことにより、犯罪や事故が少なく、安心して生活しています。
- 災害に対して、未然防止対策が図られるとともに、迅速かつ的確に対応できる危機管理体制が確立され、災害が比較的少なくなかつ災害に強いまちであることが大きな魅力となり、市民が安全で安心な暮らしをしています。

3 成果指標

| 指 標 名 (指標設定の考え方) | 現状値 (基準時) | 目標値 (平成27年度) |
|---|-------------------|--------------|
| 9 相談の機会が充実していると感じる市民の割合 (社会のセーフティネットによる安心感が得られているかを市民の意識で計ります) | 41.4% (平成17年度) | 50% |
| 10 地域で助け合いながら暮らしていると感じる市民の割合 (人のつながりによる社会が形成され、その中で安心感が得られているかを市民の意識で計ります) | 46.5% (平成17年度) | 60% |
| 11 自分が健康だと感じる市民の割合 (自分の健康を自ら守るという意識とその実践の度合いを市民の意識で計ります) | 79.0% (平成16年度) | 80% |
| 12 健康寿命 (健康に生活できる期間が増えているかを、人生の中で、健康で支援や介護を要しない期間を表す健康寿命で計ります) | 78.7歳 (平成13年度) | 80歳 |
| 13 市民の人的災害り災率 (事故や事件などの人為的な災害が減っているかを計ります) | 2.57% (平成16年度) | 0% |
| 14 住民を主体とする防災組織数 (地域における防災力が向上しているかを、住民防災組織のうち町内会を主体とする防災組織の数で計ります) | 121組織 (平成17年度) | 175組織 |

*成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方

- 9 相談の機会が充実していると感じる市民の割合
 - ・市民の半数が相談の機会が充実していると感じることを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- 10 地域で助け合いながら暮らしていると感じる市民の割合
 - ・市民の半数近くが地域で助け合いながら暮らしていると感じていますが、さらに割合が増加することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- 11 自分が健康だと感じる市民の割合
 - ・現状値が既に8割近い高水準にあることから、今後この水準を維持することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

4 目標達成のための施策の方向

人の思いやりや人と人のつながりが地域生活を支え、そして安心をつくり出すということを経験する機会を確保することが必要であり、地域福祉社会の構築を進めることが求められています。

また、生き生きと健康に暮らすことができるような環境を充実するとともに、衛生的で安心できる生活環境を確保することが重要です。

さらに、地域で発生する犯罪や交通事故、消費者被害などから、市民生活の安全を守る取組を進めるとともに、災害等における対応体制の充実など、地域生活の安心感を高める必要があります。

共に支え合い、自立した生活を送ることのできる地域福祉の推進

すべての人が地域社会において、心から受け入れられ、また支え合いの中に参画するという、ノーマライゼーションの理念による地域づくりを進めます。

また、自分の力だけでは生活することの難しい人たちが、住み慣れた地域で、健康で心豊かに自立した生活を送ることができる地域社会の構築に取り組みます。

さらに、市民が地域で安心して生活し、それぞれの能力を生かしながら、様々な社会活動に参加できる環境を整備します。

健康不安の解消

市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識を持ち、自ら日常的な健康管理を進め、健康づくりに取り組む環境を整備します。

また、健康を害した際においても、身近な地域で安心して医療を受けられる環境の充実に努めます。

衛生的な生活の確保

生活の基本となる水や食に対する安心感を高めるとともに、感染症への対策を講じ、有害物質による空気や土壌等生活環境の汚染を防止するなど、安全で衛生的な生活の確保に努めます。

交通、消費生活等における安心の充実

事件、事故等の防止や正しく対処するための知識の普及啓発に努めるとともに、交通安全運動や防犯活動など、地域ぐるみによる取組を推進します。

また、交通の利便性を確保するとともに、公共交通機関の積極的な利用を促進し、買物や通勤通学などの移動に関する安心感を高めます。

災害等における対応体制の充実

災害等を未然に防止し、被害を最小限に抑えるため、防災知識の普及、災害弱者に対する支援や活動拠点機能の充実などによる総合的な防災体制の整備に努めます。

また、救命効果の向上のため、発見者や通報者となる市民、消防、医療機関の連携をはじめ、救急救命体制の充実を図ります。

*成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方

- 12 健康寿命
 - ・日本21世紀ビジョンでは、2030年の姿として「健康寿命80歳」を掲げていますが、本市は全国よりも高い水準にあることから、いち早くその値を達成することを目標とします。
- 13 市民の人的災害り災率
 - ・市民生活に不幸をもたらす人為的な災害に遭うこと(り災)が撲滅された状態を目標とします。
 - ・(交通事故発生件数+出火件数+事故救急出動件数+犯罪発生件数) / 9月末の住民基本台帳人口としています。
- 14 住民を主体とする防災組織数
 - ・防災組織とは、災害の未然防止及び災害発生時の被害軽減を図るために活動する組織です。
 - ・火災危険度が高いと判断される地域すべてに、防災組織が結成されることを目標とします。

基本目標2 人のやさしさとやすらぎを実感するまち
重点目標 5 うるおいのある暮らしと豊かな自然を育むまちにします

1 目標設定の背景

私たちの生活は、自然との共生の中で営まれており、様々な経済活動においても自然環境に配慮した取組が求められています。

また、大雪山連峰や石狩川をはじめとする豊かな自然は、市民生活にやすらぎとうるおいを与えています。

こうしたことから、豊かな自然環境を適正に保全し、次代に引き継いでいくことが必要となります。

2 目標が達成された状態(目標像)

- 豊かな自然環境が保全され、やすらぎうるおいのある暮らしを享受しています。
- 限りある資源を大切にしながら、ごみの発生と排出を抑え、リサイクルの進んでいる循環型社会が形成されています。

3 成果指標

| 指標名(指標設定の考え方) | 現状値(基準時) | 目標値(平成27年度) |
|---|---------------------|-------------|
| 15 二酸化炭素排出量 (環境負荷の低減がどの程度進んでいるかを計ります) | 777千t-C (平成15年度) | 725千t-C |
| 16 緑などの自然環境が充実していると感じる市民の割合 (恵まれた自然という地域資源が生活環境の中で生かされているかを市民の意識で計ります) | 51.4% (平成15年度) | 60% |
| 17 リサイクル率 (資源の有効活用に向けてどの程度取組が進んでいるかを計ります) | 9.6% (平成16年度) | 25% |

4 目標達成のための施策の方向

自然環境の豊かさを市民生活の中で十分に享受することができるよう、自然と調和した生活空間の形成などに取り組むことが重要になります。

また、市民・事業者が、日常の活動の中で、環境への負荷を最低限度に抑え、循環型社会への転換を図ることが必要です。

* 成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方

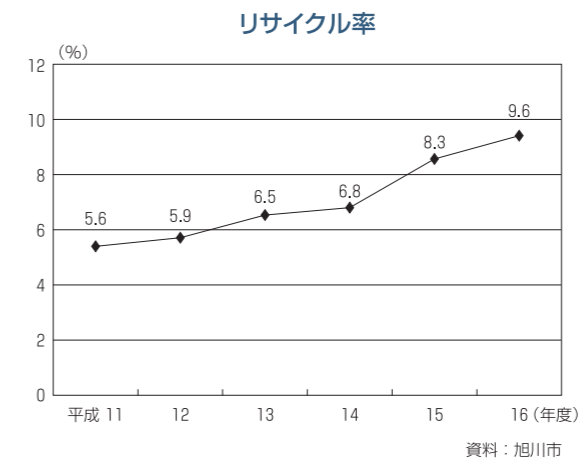
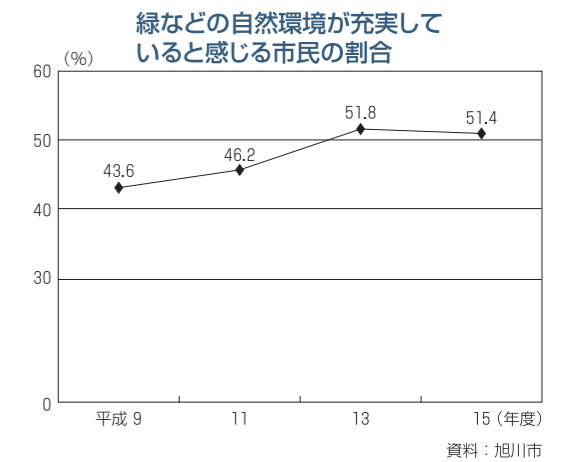
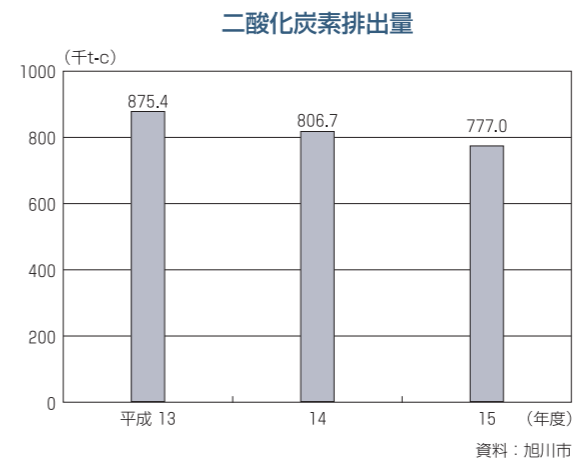
- 15 二酸化炭素排出量
 ・ 1997年に採択された京都議定書の6%削減を受け、本市で算出をはじめた1997年の780千t-Cからの7%程度の削減を目標とします。
 ・ t-C(トンカーボン)は、排出される二酸化炭素の量を、二酸化炭素中に含まれる炭素の量に置き換えて表した単位です。

自然と調和した都市環境の充実

市民生活にうるおいと癒しを与える快適な環境を充実するため、環境の保全・復元や本市にある豊かな自然と市街地との調和を図るなど、自然と共生するまちづくりを進めます。

資源の保護と環境への負荷が少ない循環型社会の形成

市民や事業者がこれまでのライフスタイルや事業活動を見直し、省資源・省エネルギーを意識しながら、環境にやさしいまちづくりを進めるなど、循環型社会の形成に向けた取組を推進します。



* 成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方

- 16 緑などの自然環境が充実していると感じる市民の割合
 ・ 市民の過半数が自然環境について、良い方として感じていますが、さらに割合が増加することを目標とします。
 ・ 市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- 17 リサイクル率
 ・ 循環型社会の形成のために、事業者も含めた市民の意識の高まりが結果として表れたものとして、25%を目標値とします。

基本目標3 人が行き交い、元気な経済が展開するまち

重点目標 6 魅力ある地域産業が育ち、活力に満ちたまちにします

1 目標設定の背景

経済のグローバル化、産業構造・就業構造の変化など、経済を取り巻く環境が大きく変化している中で、雇用をはじめ市民生活への影響に直結する地域経済の活性化が、一層重要となります。

そのため、需要動向や経済環境などの状況変化に柔軟に対応することにより、地域産業が発展するとともに、地域の魅力を最大限に活用した個性ある産業の成長が求められています。

2 目標が達成された状態(目標像)

- 地域の企業等が特色ある活発な活動をしており、市内の雇用も安定しています。また、地域の特性を生かした観光の振興や産・学連携などにより、起業や新たな事業展開が活発に行われています。
- 旭川農産物に対する消費者評価が高く、「食と農」が本市の魅力として定着しています。また、農業従事者が意欲的に経営に取り組み、自立した農業が展開しています。

3 成果指標

| 指標名(指標設定の考え方) | 現状値(基準時) | 目標値(平成27年度) |
|--|---------------------|-------------|
| 18 一人当たりの市民所得 (経済活動により、市民生活が経済的にどの程度豊かになっているかを計ります) | 2,305千円 (平成14年度) | 一人当たりの道民所得 |
| 19 有効求人倍率 (地域の雇用が創出されているかを計ります) | 0.42倍 (平成16年度) | 全道値 |
| 20 専業農家一戸当たりの農業所得 (農業従事者の経営の安定度を計ります) | 4,925千円 (平成15年) | 5,600千円 |

4 目標達成のための施策の方向

目まぐるしく変化する市場ニーズや、社会構造の転換に柔軟に対応できるよう、生産性の向上など、競争力の強い地域産業の基盤の充実が重要になります。

また、地域間競争がますます激化する中で、地域資源をこれまで以上に活用した産業の振興と創出が必要になります。

* 成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方

- 18 一人当たりの市民所得
 ・道民所得より低い水準で推移していることを地域課題としてとらえ、その水準を目標とします。(平成14年度 一人当たりの道民所得 2,563千円)
 ・市の値は、市民経済計算の数値、北海道の値は道民経済計算の数値としています。
 ・一人当たりの市民所得とは、市民が経済活動により新たに生み出した価値を人口で割ったものであり、個人の給与のほか、企業の利潤なども含めた市経済全体の豊かさを表すものです。
- 19 有効求人倍率
 ・全道値より低い水準で推移していることを地域課題としてとらえ、その水準を目標とします。(平成16年度 全道値 0.50倍)

競争力のある地域産業の育成と振興

地域産業を担う人材の確保、育成などを図るとともに、生産活動の規模拡張等に対応した拠点の確保や、産業間の連携を進め、効率的な生産、販売体制の構築を促進します。

また、農産品や製造品の安全性などへの関心の高まりをはじめとする消費者ニーズが多様化する中、売れることを重視したものづくりを進めるとともに、国際的なマーケットも視野に入れた販路の拡大を促進します。

さらに、社会資本の整備が進み、今後はその維持を中心としたものへと時代が変化している中、産業活動や産業構造の円滑な転換などを促進します。

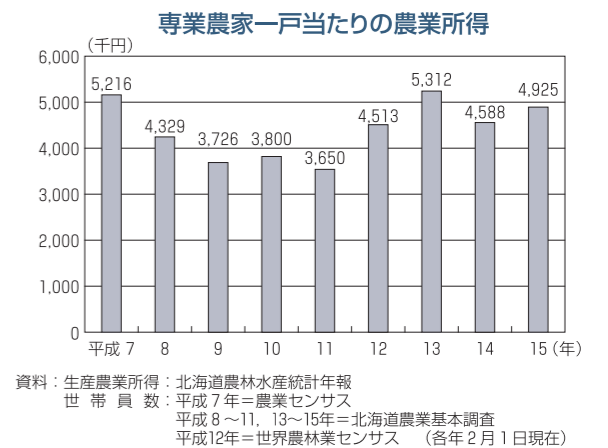
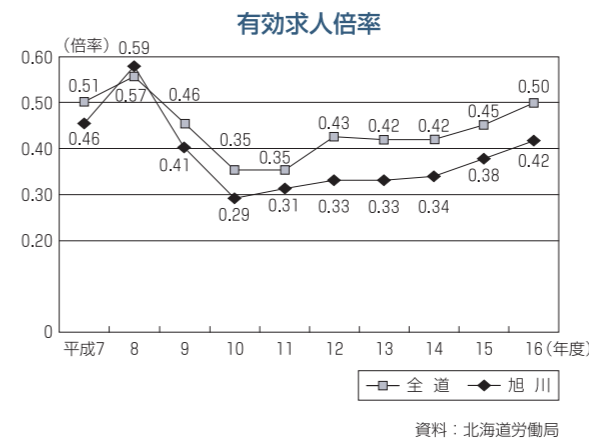
また、少子高齢化の進展と労働力人口の減少など社会構造が変化する中で、高齢者の労働力の活用などによる地域産業の持続、発展に努めます。

さらには、企業等による地域コミュニティへの参画を推進し、地域貢献と雇用創出などにつながる新たなビジネス化を促進します。

地域の魅力と資源を生かした産業の創出

恵まれた自然や農村、旭山動物園をはじめとした各種施設などの地域資源を生かした観光の推進や旭川ブランドの創出などの産業振興に努めます。

また、地域の高等教育機関や研究機関と産業間の連携を図り、技術開発や製品開発などを促進するとともに、新規分野への進出や新産業の創出を進めます。



* 成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方

- 20 専業農家一戸当たりの農業所得
 ・市内の他産業従事者並みの水準の所得を目標とします。
 ・農業専従者一人当たり生産農業所得×一戸当たり世帯員数としています。

基本目標3 人が行き交い、元気な経済が展開するまち

重点目標7 都市機能と生活環境が充実したまちにします

1 目標設定の背景

定住人口が減少していく予測の中でも、まちの活力を維持し、住む人の生活の質を高めていくことが、まちづくりにとって重要となります。

そのため、将来の人口構造を見据えた中、都市機能の集積による拠点性を発揮しながら、快適な生活ができるよう、コンパクトな都市空間形成を図るとともに、都市的な魅力と賑わいをつくることが求められています。

2 目標が達成された状態(目標像)

- 安心して生活できる住環境が整備され、快適性、利便性が向上しています。
- みどり豊かな美しい都市景観が形成され、本市の大きな魅力である都市機能と自然が調和しています。
- 本市の顔として中心市街地が活性化し、拠点性が高まり、都市的な魅力と賑わいが創出されています。
- 旭川空港などの蓄積された社会資本を有効に生かすことにより、人、物、情報などの交流が活発化し、まちの活性化が図られています。

3 成果指標

| 指標名(指標設定の考え方) | 現状値(基準時) | 目標値(平成27年度) |
|--|----------------------|-------------|
| 21 快適に生活できる環境にあると感じる市民の割合 (社会基盤などの都市機能が快適な生活を支えている度合いを市民の意識で計ります) | 60.1% (平成17年度) | 70% |
| 22 心地よい景観だと感じる市民の割合 (緑をはじめとする都市の景観が良好に保たれているかを市民の意識で計ります) | 26.2% (平成15年度) | 50% |
| 23 中心部の歩行者数 (都市の拠点性が高まっていることを計ります) | 206,448人 (平成15年度) | 240,000人 |
| 24 高速交通利用者数 (まちの活気として交流が活発になっているかを交通の状況で計ります) | 553.7万人 (平成15年度) | 640万人 |

4 目標達成のための施策の方向

積雪寒冷地などの環境のもと、市民が生活を営む中で、快適性を感じる事が重要です。また、本市の拠点性を十分に生かしながら、さらに効率的で機能的な生活空間をつくりだすことが必要になります。

* 成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方
 21 快適に生活できる環境にあると感じる市民の割合
 ・市民の6割が身近な生活環境を快適に生活できる環境であると感じていますが、さらにその割合が増加することを目標とします。
 ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
 22 心地よい景観だと感じる市民の割合
 ・市民の半数が都市の景観を評価していることを目標とします。
 ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

安全で快適に生活できる住環境の整備

生活基盤の機能を高めることにより、安心して生活できる環境を創出し、快適性、利便性の向上に努めます。

また、みどり豊かな美しい都市景観を形成し、都市機能と自然の調和を図ります。

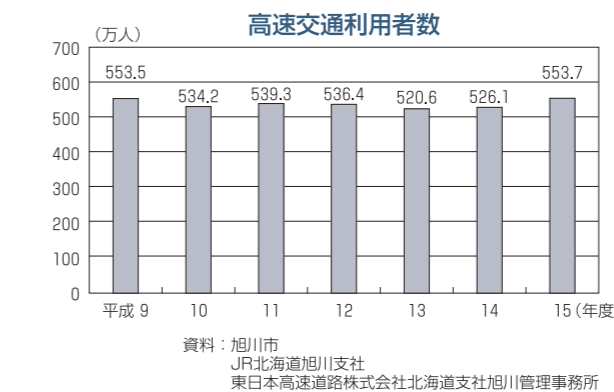
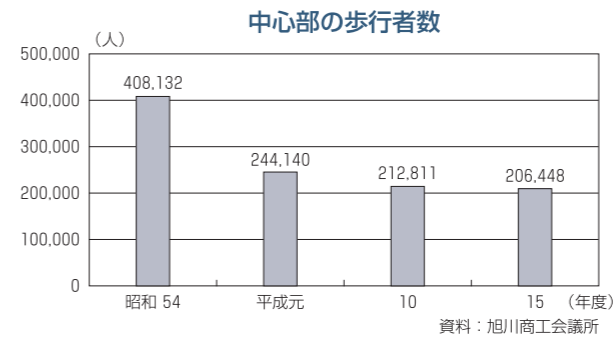
さらに、積雪寒冷地の中でも快適な生活を送るだけでなく、雪を魅力の一つとしてとらえ、利活用を図ります。

拠点機能の整備

駅やその周辺をはじめとする中心市街地を活性化し、都市的な魅力と賑わいが感じられるまちを目指します。

旭川空港などの社会資本を有効に生かし、さらにその機能の向上を図ることで、道内、国内はもとより国際的にも人、物、情報などの交流の活発化を図ります。

また、総合的な交通体系を構築するなど、都市の拠点性を高める取組を推進します。



* 成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方
 23 中心部の歩行者数
 ・駅前から3条通までの通行量がほぼ一定であった平成元年の水準を目標とします。
 ・旭川商工会議所による商店街通行量調査報告書の旭川平和通買物公園通行量調査(日曜日)の数値としています。
 24 高速交通利用者数
 ・観光やビジネス、その他の目的で、広範な地域から旭川を訪れる人が増えることにより、都市の賑わいや活力が生まれることから、人の往来が今より15%程度増えることを目標とします。
 ・高速交通利用者数は、JR旭川駅の降客数(JR北海道旭川支社調べ)及び旭川空港の降客数と、旭川橋、旭川北の両IC出口利用者数(両IC出口台数(東日本高速道路株式会社北海道支社旭川管理事務所調べ)×2.5人/台(車輛平均搭乗人数))の合計としています。

基本目標4 市民主体の健全で公正な自治の運営

重点目標 8 市民の主体的な自治によるまちづくりを行います

1 目標設定の背景

市民参加意識の高まりや市民ニーズの多様化、複雑化を背景として、市民が自らあるいは行政と共に公共的な問題の解決を図りながらまちづくりを行うことが求められています。

2 目標が達成された状態(目標像)

- 住民の自主的な取組など、生き生きとした市民活動が行われています。

3 成果指標

| 指 標 名 (指標設定の考え方) | 現状値 (基準時) | 目標値 (平成27年度) |
|--|-------------------|-----------------|
| 25 地域で主体的に活動している市民の割合 (市民が主役となってまちづくりが進められている状況を計ります) | 16.2% (平成17年度) | 25% |

4 目標達成のための基本的方向

自助・互助・公助の観点から補完性の原理を基本的な視点に据えて公共サービス全体を考え、市民と行政の役割分担を明確にするとともに、様々な主体が公共サービスを担っていくことが重要です。

市民参加と協働の推進

本市を取り巻く状況なども含めた市政情報を積極的に発信し、情報の共有化を進めるとともに、市民の英知を結集し、市民参加のもとで、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを行います。

また、市民と行政がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力し合うという、協働によるまちづくりを進めます。

さらに、市民が性別や年齢に関わりなく、互いの人権を尊重しながら、個性と能力を十分に発揮することが重要であることから、男女共同参画を推進します。

* 成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方
 25 地域で主体的に活動している市民の割合
 ・ 現在6人に1人の市民が、地域での行事や活動に、主催者や企画者として参加していますが、これが4人に1人の割合になることを目標とします。
 ・ 市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

市民と行政の的確な役割分担

公共的な問題の解決を図るために、必要とされるサービスの内容や効果、それに応じた負担の公平性、行政の関わり方などを検討するとともに、市民の主体性を尊重し、地域の住民をはじめ、企業やNPO等の活力を最大限に生かすなど、市民と行政の的確な役割分担によるまちづくりを進めます。

基本目標4 市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標 9 地域特性と資源の活用によるまちづくりを行います

1 目標設定の背景

本市がこれまでに整備してきた公共施設などの社会資本の維持管理が大きな課題となっており、今あるものの価値を見つめ直し、有効利用や使い方の再検討が求められています。また、日々の活動が行政区域を越えて展開される中、周辺自治体と連携し補い合うことで、互いの特性がさらに生かされる広域的な視点でのまちづくりも重要となっています。

2 目標が達成された状態(目標像)

- 市民が本市の歴史、自然、人材、都市機能などあらゆる地域の特性や資源を、自らのものとして親しみをもち、長所としてそれらを理解しています。

3 成果指標

| 指 標 名 (指標設定の考え方) | 現状値 (基準時) | 目標値 (平成27年度) |
|---|-------------------|--------------|
| 26 本市に愛着や親しみを感している市民の割合 (市民が郷土愛を抱くようなまちづくりが行われているかを市民の意識で計ります) | 76.8% (平成15年度) | 80% |

4 目標達成のための基本的方向

本市がたどってきた歴史やこれまでに培ってきたもの、他のまちに比べて優位性のあるものなどの地域資源を再認識し、それらを創造的に活用していくことや、社会の動向が目まぐるしく変わる時代の中で、常にその変化を的確にとらえながら、最適な方策を見出し対応していくまちづくりが必要です。

地域資源の有効活用

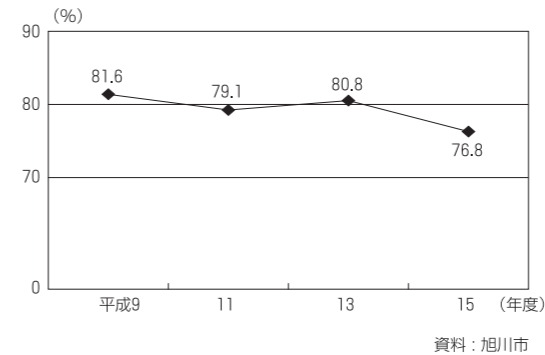
これまでに整備してきた公共施設などの社会資本は、全市民共有の財産であり、計画的な維持管理により良好な状態で長期間にわたって利用できるよう取り組むとともに、市民にとってより使いやすく、またより有効に使えるように、機能の複合化や運営の弾力化を推進します。また、社会資本のように形のある地域資源のみならず、本市に集積する高等教育機関や研究機関及び企業において蓄積されている技術やノウハウなどをはじめ、これまでに市民と共に積み重ねてきたまちづくりの仕組みを生かした取組を進めます。

* 成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方
 26 本市に愛着や親しみを感している市民の割合
 ・これまで8割程度の高い水準で推移してきており、その水準を維持することを目標とします。
 ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

地域特性や時代変化への的確な対応

地球規模で社会経済情勢などが目まぐるしく変化する中、時代の変化を的確にとらえるとともに、画一的ではなく地域特性やグローバルな視点に立ったまちづくりを進めます。また、市の施策の選択においても、こうした社会の動向や周辺自治体を含めた地域特性を踏まえ、すべてを網羅する発想から重要度に応じた重点投資の発想への転換を図ります。

本市に愛着や親しみを感している市民の割合



基本目標4 市民主体の健全で公正な自治の運営

重点目標 10 健全な財政運営によるまちづくりを行います

1 目標設定の背景

厳しい財政状況の中、多様化する市民ニーズや増大する行政需要に適切に対応するため、持続可能な財政運営を進めることが必要です。

2 目標が達成された状態(目標像)

- 市民の財産を健全に次代へと引き継ぐ財政運営が行われています。
- 簡素で効率的な行政運営が行われています。

3 成果指標

| 指標名(指標設定の考え方) | 現状値(基準時) | 目標値(平成27年度) |
|--|-------------------|-------------|
| 27 経常収支比率 (経常的な支出を抑え、弾力的な財政状況にあるかを計ります) | 90.3% (平成16年度) | 85% |
| 28 市民一人当たりの市債残高 (借金を次代に先送りしない財政運営がなされているかを計ります) | 541千円 (平成16年度) | 500千円 |

4 目標達成のための基本的方向

厳しい財政状況の中にあっても、安定的に市民サービスを提供し続けるためには、中長期的視点に立って財政の健全化を進めることが重要です。

このため、より一層の歳出の抑制と市税などの歳入の確保を進めるとともに、簡素で効率的な行政運営の構築を図っていく必要があります。

財政基盤の確立

財政健全化の計画的な推進を図るとともに、自主的に使うことができる財源の確保に努めます。

そのため、サービス内容や費用対効果を精査し、負担の公平性を確保するとともに税、保険料等の適正な徴収を進めます。

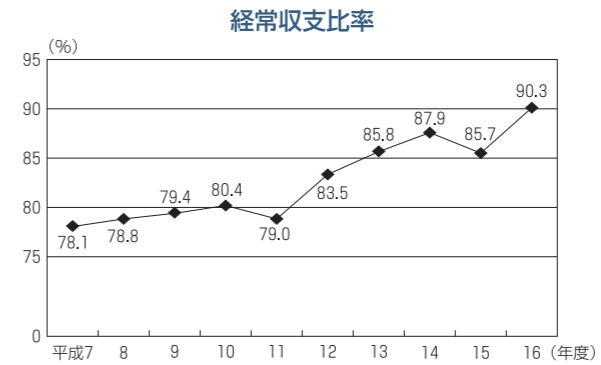
* 成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方

- 27 経常収支比率
- ・ 効率的な行政運営が図られ、財政が健全化するよう、現状より減少することを目標とします。
 - ・ 経常収支比率とは、市税など使い道が特定されていない毎年継続的に収入がある財源の総額(経常一般財源総額)のうち、人件費、扶助費、公債費など節減することが困難な経費(経常経費充当一般財源)に充てられる額の割合を示したもので、この率が高いほど、新たな行政サービスに対応できる余裕がなくなることを表します。
- 28 市民一人当たりの市債残高
- ・ 財政が健全化するよう、現状より減少することを目標とします。
 - ・ 市債残高/3月末の住民基本台帳人口としています。

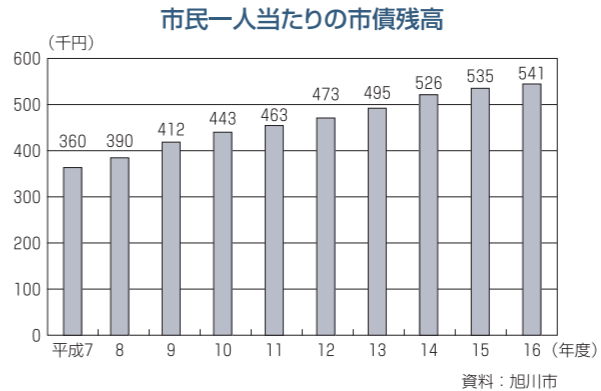
行政経営のスリム化

質の高い行政サービスを効果的かつ効率的に提供するため、民間活力を積極的に活用するとともに、新たな行政課題や市民ニーズに対応するため、機能的で柔軟な組織づくりに取り組みます。

また、周辺自治体の特性と機能を尊重しつつ、相互に補完、連携するなど、行政経営のスリム化を図ります。



資料：旭川市
 経常収支比率(%) = 経常経費充当一般財源 ÷ 経常一般財源総額 × 100
 ※ 経常一般財源には、減税補てん債及び臨時財政対策債を含む



資料：旭川市

基本目標4 市民主体の健全で公正な自治の運営

重点目標 11 市民の負託に的確に応える行政運営によるまちづくりを行います

1 目標設定の背景

社会経済情勢が大きく変化し、価値観が多様化、複雑化する中で、自己決定、自己責任を原則とした、自立した自治体の運営が必要であり、そのためには、市民と行政の互いの信頼関係の構築が重要になります。

2 目標が達成された状態(目標像)

- 市民が市役所を自分たちの負託先として信頼しています。

3 成果指標

| 指 標 名 (指標設定の考え方) | 現状値 (基準時) | 目標値 (平成27年度) |
|--|-------------------|--------------|
| 29 市役所に対して良い印象を持っている市民の割合 (市民と市役所の信頼関係が構築されているかを市民の意識で計ります) | 32.9% (平成15年度) | 50% |

4 目標達成のための基本的方向

多様化、高度化する行政需要に対応し、公平、公正で透明な行政を推進するとともに、効果的かつ効率的な行政運営によるまちづくりが必要です。

また、市役所とそれを構成する職員は、自らの仕事に対する説明責任を果たし、市民とともにまちづくりのパートナーとして行政を推進していくことが重要です。

行政改革の推進

行政運営に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、効率性を追求し、創意と工夫による事務事業の執行に努めます。

また、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、公共サービスの在り方を考えながら、アウトソーシングなど民間活力の導入を進めます。

さらに、政策・施策の計画(Plan;プラン)とその実行(Do;ドゥ)に加え、それを評価し(Check;チェック)改善する(Action;アクション)、そして次に反映するという、PDCAのマネジメントサイクルに沿った取組を進めます。

* 成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方
 29 市役所に対して良い印象を持っている市民の割合
 ・ 市民の半数が市役所に対する印象が以前と比較して良くなったと思うことを、目標とします。
 ・ 市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

信頼される組織づくり

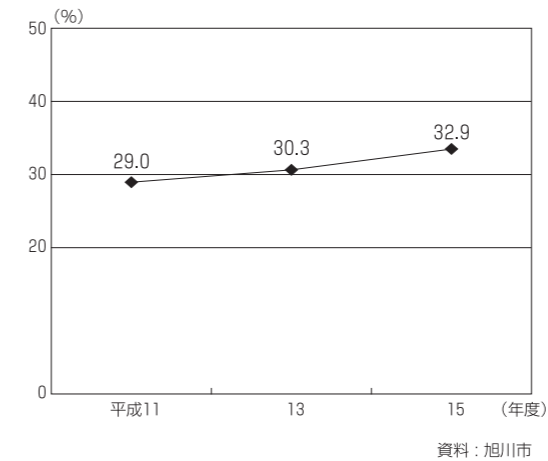
まちづくりの中心が市民であるように、まちづくり事務局である市役所の核は職員です。そのため、市民志向・成果志向・戦略志向の徹底を図るなど、職員の意識改革を推進します。

また、市民にとって最も身近な行政機関として、地域に密着した機能の充実を図るとともに、市民ニーズを的確に把握し、電子自治体に向けた取組など、サービスの向上を図ります。

税をはじめとする市民の負担によりまちづくりが行われるという原則を改めて認識し、市政の透明化と情報の発信を積極的に行います。

また、市政情報の積極的な提供に努める一方で、個人情報保護の徹底を図ります。

市役所に対して良い印象を持っている市民の割合



4 都市空間形成の考え方

本基本計画は、都市像の実現に向けて「人」、「暮らし」、「まち」の観点から、「まちの方向性に関する基本目標」と「自治の運営に関する基本目標」を定め、重点目標や施策の方向などを体系付けています。

この体系では、それぞれの重点目標ごとに、土地利用及び交通に関する施策の方向性を含めて示していますが、ここでは、それらをもとに全体的な都市空間形成の観点から土地利用と交通体系について考え方を整理します。

1 土地利用の考え方

本市は、747.6平方キロメートルという広大な市域を有し、大雪山連峰や石狩川をはじめとする豊かな自然と肥沃な大地に恵まれています。

また、北海道のほぼ中央部に位置し、内陸型気候条件を有しており、四季の変化に富んだ地域です。

こうした地勢のもとで、稲作をはじめとする農業や、家具、紙・パルプ、食料品などの製造業や卸・小売業が発展し、交通や商業流通などの機能的な都市活動が行われ、高次の都市機能と豊かな自然環境や農村資源を併せ持った特色ある地域として発展してきました。

しかしながら、人口や都市機能の立地が中心部から郊外部へ拡散している一方で、中心市街地が衰退するなど、様々な課題が存在しています。

人口減少社会が到来し、少子高齢化がさらに進むと予測される中で、本市の将来を見据えながら、暮らしの質を維持・向上させていくためには、総合的、長期的な視点からの効率的な土地利用を進めることが必要です。

このためには、公共の福祉を優先しながら、都市と農村が共存する地域特性の中で、多様に富んだ暮らしを確保しつつ、身近にある生態系への配慮など環境負荷の軽減や、都市防災の向上と救急災害時における移動時間の短縮、良好な景観の形成、除排雪の効率化、活発な地域産業活動の促進などの面からの検討が必要です。

また、市民が生活するためのコストの面からの検討も必要であり、都市構造のあり方と地域全体として最適なコスト負担のバランスを保ちながら、機能的で効率的な、さらには持続可能な都市を形成していくための、計画的な土地利用を推進します。

通勤や通学、買物、通院など、日々の生活が行政区域を超え、周辺自治体との一体的な生活圏が形成されており、それらを重視した土地利用についても推進します。

①都市地域

市街地については、都市的な魅力と賑わいをつくり、高次の都市機能が集積された中での居住空間として、中心市街地の活性化に努めるとともに、緑の配置や景観、環境負荷に配慮し、省エネルギーで効率的な生活が創出できるよう、身近な生活圏を確保しながら、コンパクトな都市空間を形成します。

また、多様なライフスタイルに対応するため、土地の有効利用や未利用地の活用を基本として、一戸建て住宅を主体とした低密度利用という選択肢を確保しながら、今後の住宅需要等に対応していきます。

活発な地域産業活動を促進するため、生産拠点の確保や物流拠点の効率化を図るとともに、新たな産業の育成や既存産業の高度化に対応しながら適正な配置に努めます。

②農村地域

農業生産活動の基盤であるとともに、都市にうるおいを与え、市民と農業のふれあいの場でもある農村地域については、優良な農用地の維持、保全に努め、開発を抑制します。

また、農村地域におけるコミュニティの維持・再生を図る観点から、農村の定住を促進します。

③森林地域

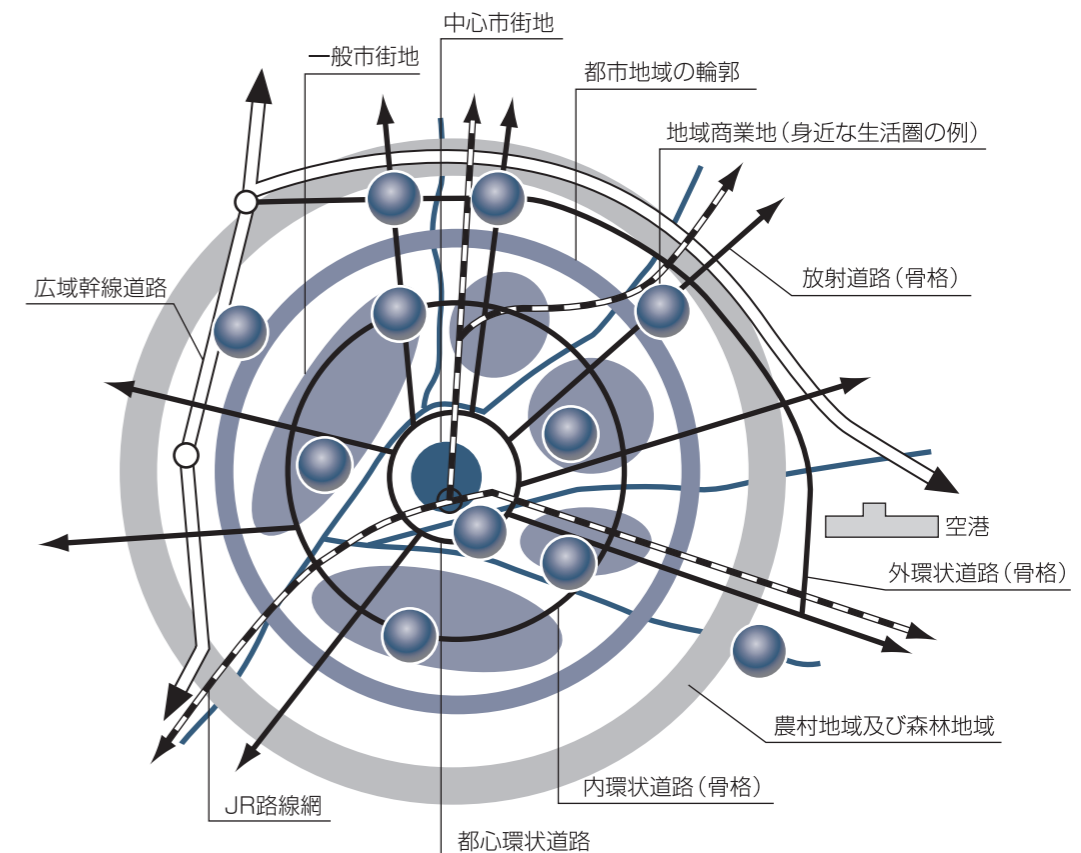
本市の行政面積の半分以上を超える森林地域については、国土の保全、水資源涵養、自然環境の保全、さらには市民生活にうるおいと癒しを与える空間として、その公益的機能を重視し、貴重な森林の確保と保全を図ります。

2 交通体系の考え方

中心市街地の賑わいづくりや身近な生活圏の充実、バスや鉄道など公共交通機関の利用促進を図るなど、交通弱者や環境に配慮したまちづくりを進めます。

市民生活や産業活動を支える交通については、一定の整備が進んだ旭川空港や高規格幹線道路をはじめとする骨格道路網と、旭川駅を中心としたJR路線網により、内外の交流を促す有機的なネットワークを形成します。

都市空間形成のイメージ図



資料編

資料編

| | |
|--------------------|----|
| 1 成果指標一覧 | 60 |
| 2 第7次総合計画策定体制図 | 66 |
| 3 総合計画策定の主な経過 | 67 |
| 4 市民まちづくり計画検討会議 | 68 |
| 5 総合計画策定に関する庁内検討会議 | 72 |
| 6 旭川市総合開発計画審議会 | 73 |

1 成果指標一覧

| 重点目標 | 成果指標 | 指標設定の考え方 | 現状値 | 目標値 | 目標値設定の考え方及び指標の取り方 | 備考 |
|-------------------------------|---------------------------|---|-------------------------|-------------|---|---|
| 1 自律した地域コミュニティが展開されるまちにします | 1 地域づくりを目的とした自主的団体の事業数 | 自主的活動により地域コミュニティが活性化していることを地区市民委員会の事業数で計ります | 41件/地区市民委員会 (平成17年度) | 50件/地区市民委員会 | ・地域によって活動の差がある中で、全体的に一定程度の活性化がなされた状態として2割程度増加することを目標とします ・地区市民委員会が提出する事業計画書に記載された事業総数/地区市民委員会数(現在64地区)としています | |
| | 2 町内会加入率 | 市民一人ひとりが地域を構成し、その結びつきの中で生活しているかを計ります | 66.9% (平成17年度) | 75% | ・平成8年以降、町内会加入率が低下し続けているため、その前の平成7年当時の水準を目標とします ・加入世帯/3月末の住民基本台帳世帯数としています | 現状値算式~加入世帯数109,706世帯/住民基本台帳世帯数163,933世帯×100% 平成7年値~75.1% |
| | 3 NPO法人数 | 公共の担い手となる自主的団体が地域で育っているかを、設置目的が明確なNPO法人数で計ります | 33法人 (平成16年度) | 90法人 | ・NPO法人とは特定非営利活動促進法(NPO法)に基づいて認証された法人です ・NPO法施行以来、法人数が増加してきており、今後も順調に増加していくことを目標とします ・12月末の認証数としています | |

| 重点目標 | 成果指標 | 指標設定の考え方 | 現状値 | 目標値 | 目標値設定の考え方及び指標の取り方 | 備考 |
|--|--------------------------------|---|--------------------|--------|--|-------------------|
| 2 市民が生きがいを持ちながら、地域社会の担い手として活躍するまちにします | 4 学習活動及び社会活動における生涯学習ボランティア数 | 地域社会の担い手として、市民が自ら学んだ成果を発揮している状況を、市に登録されているボランティア人数で計ります | 748人 (平成17年度) | 2,000人 | ・生涯学習への関心が高まっていますが、学んだ成果を生涯学習ボランティアとして地域に還元する人数がまだ少ない現状であることから、現状値の倍増以上を目標とします ・生涯学習部で登録しているボランティア人数と、生涯学習情報提供システム登録数のうちボランティア可能者数としています ・生涯学習部登録のボランティア数は図書館(宅配、盲人用テープ吹き込み、読み聞かせなど)、博物館、科学館、彫刻美術館等においてボランティアとして登録し活動している人数としています ・生涯学習情報提供システム登録数のうちボランティア可能者数は、旭川市生涯学習情報システム登録者数のうち、無償ボランティア(謝礼無し)での講師派遣を承諾している人数としています | |
| | 5 地域人材の小中学校における活用人数 | 地域住民が、学んだ成果を地域に還元している状況を、学校の総合的な学習の時間における地域人材の活用人数で計ります | 5.7人/校 (平成16年度) | 6.7人/校 | ・総合的な学習の時間の推進等により、小中学校における地域人材の活躍の場が増えてきていることから、さらに1割以上増加することを目標とします ・総合的な学習の時間における地域人材活用人数/市立小中学校数としています | |
| 3 次代を担う人材を育てるまちにします | 6 年少人口割合 | 子どもが育成し、本市が持続的に発展する人口構成になっているかを計ります | 12.6% (平成16年度) | 全道値 | ・全道値よりも低い水準で推移してきていることを地域課題としてとらえ、全道値の水準を目標とします (平成16年度 全道値12.9%) ・3月末の住民基本台帳人口としています | |
| | 7 合計特殊出生率 | 全国的な出生の動向と比較して、相対的に本市が子どもを生育しやすい環境にあるかを計ります | 1.20人 (平成15年度) | 全国値 | ・全国値よりも低い水準で推移してきていることを地域課題としてとらえ、全国値の水準を目標とします(平成15年 全国値1.29人) ・市の値は、住民基本台帳人口と人口動態統計出生数から算出し、全国の値は人口動態統計としています | |
| | 8 子どもたちが健やかに成長しているか市民の割合 | 地域において次代を担う子どもが健全に育っているか市民の意識で計ります | 58.3% (平成17年度) | 70% | ・市民の過半数が子どもたちが健やかに育っていると感じています、さらに割合が増加することを目標とします ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています | 第7次旭川市総合計画アンケート調査 |

| 重点目標 | 成果指標 | 指標設定の考え方 | 現状値 | 目標値 | 目標値設定の考え方及び指標の取り方 | 備考 |
|--------------------------------|--|--|-------------------|--|---|---|
| 4 市民が自ら安心をつくり、健康に暮らせるまちにします | 9 相談の機会が充実していると感じる市民の割合 | 社会のセーフティネットによる安心感が得られているかを市民の意識で計ります | 41.4% (平成17年度) | 50% | ・市民の半数が相談の機会が充実していると感じることを目標とします ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています | 第7次旭川市総合計画アンケート調査 |
| | 10 地域で助け合いながら暮らしていると感じる市民の割合 | 人のつながりによる社会が形成され、その中で安心感が得られているかを市民の意識で計ります | 46.5% (平成17年度) | 60% | ・市民の半数近くが地域で助け合いながら暮らしていると感じていますが、さらに割合が増加することを目標とします ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています | 第7次旭川市総合計画アンケート調査 |
| | 11 自分が健康だと感じる市民の割合 | 自分の健康を自ら守るという意識とその実践の度合いを市民の意識で計ります | 79.0% (平成16年度) | 80% | ・現状値が既に8割近い高水準にあることから、今後もこの水準を維持することを目標とします ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています | 保健所アンケート |
| | 12 健康寿命 | 健康に生活できる期間が増えているかを、人生の中で、健康で支援や介護を要しない期間を表す健康寿命で計ります | 78.7歳 (平成13年度) | 80歳 | ・日本21世紀ビジョンでは、2030年の姿として「健康寿命80歳」を掲げていますが、本市は全国よりも高い水準にあることから、いち早くその値を達成することを目標とします | 日本21世紀ビジョン 平成14(2002)年75歳 → 平成42(2030)年80歳 |
| | 13 市民の人的災害り災率 | 事故や事件などの人為的な災害が減っているかを計ります | 2.57% (平成16年度) | 0% | ・市民生活に不幸をもたらす人為的な災害に遭うこと(り災)が撲滅された状態を目標とします ・(交通事故発生件数+出火件数+事故救急出動件数+犯罪発生件数)÷9月末の住民基本台帳人口として計ります | 現状値算式～(交通事故発生件数2,057件+出火件数102件+事故救急出動件数1,310件+犯罪発生件数5,811件)÷住民基本台帳人口361,488人×100% |
| 14 住民を主体とする防災組織数 | 地域における防災力が向上しているかを、住民防災組織のうち町内会を主体とする防災組織の数で計ります | 121組織 (平成17年度) | 175組織 | ・防災組織とは、災害の未然防止及び災害発生時の被害軽減を図るために活動する組織です ・火災危険度が高いと判断される地域すべてに、防災組織が結成されることを目標とします | | |

| 重点目標 | 成果指標 | 指標設定の考え方 | 現状値 | 目標値 | 目標値設定の考え方及び指標の取り方 | 備考 |
|--------------------------------|--------------------------------|--|---------------------|------------|--|--------------------|
| 5 うるおいのある暮らしと豊かな自然を育むまちにします | 15 二酸化炭素排出量 | 環境負荷の低減がどの程度進んでいるかを計ります | 777千t-C (平成15年度) | 725千t-C | ・1997年に採択された京都議定書の6%削減を受け、本市で算出をはじめた1997年の780千t-Cからの7%程度の削減を目標とします ・t-C(トンカーボン)は、排出される二酸化炭素の量を、二酸化炭素中に含まれる炭素の量に置き換えて表した単位です | |
| | 16 緑などの自然環境が充実していると感じる市民の割合 | 恵まれた自然という地域資源が生活環境の中で生かされているかを市民の意識で計ります | 51.4% (平成15年度) | 60% | ・市民の過半数が自然環境について、良い方として感じていますが、さらに割合が増加することを目標とします ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています | 旭川市民アンケート調査 |
| | 17 リサイクル率 | 資源の有効活用に向けてどの程度取組が進んでいるかを計ります | 9.6% (平成16年度) | 25% | ・循環型社会の形成のために、事業者も含めた市民の意識の高まりが結果として表れたものとして、25%を目標値とします | 国・道の目標値～平成22年度 24% |
| 6 魅力ある地域産業が育ち、活力に満ちたまちにします | 18 一人当たりの市民所得 | 経済活動により、市民生活が経済的にどの程度豊かになっているかを計ります | 2,305千円 (平成14年度) | 一人当たりの道民所得 | ・道民所得より低い水準で推移してきていることを地域課題としてとらえ、その水準を目標とします(平成14年度 一人当たりの道民所得 2,563千円) ・市の値は、市民経済計算の数値、北海道の値は道民経済計算の数値としています ・一人当たりの市民所得とは、市民が経済活動により新たに生み出した価値を人口で割ったものであり、個人の給与のほか、企業の利潤なども含めた市経済全体の豊かさを表すものです | |
| | 19 有効求人倍率 | 地域の雇用が創出されているかを計ります | 0.42倍 (平成16年度) | 全道値 | ・全道値より低い水準で推移してきていることを地域課題としてとらえ、その水準を目標とします(平成16年度 全道値 0.50倍) | 職業安定所管内 |
| | 20 専業農家一戸当たりの農業所得 | 農業従事者の経営の安定度を計ります | 4,925千円 (平成15年度) | 5,600千円 | ・市内の他産業従事者並みの水準の所得を目標とします ・農業専従者一人当たり生産農業所得×一戸当たり世帯員数として計ります | |

| 重点目標 | 成果指標 | 指標設定の考え方 | 現状値 | 目標値 | 目標値設定の考え方及び指標の取り方 | 備考 |
|-----------------------------|------------------------------|---------------------------------------|----------------------|----------|--|--|
| 7 都市機能と生活環境が充実したまちにします | 21 快適に生活できる環境にあると感じる市民の割合 | 社会基盤などの都市機能が快適な生活を支えている度合いを市民の意識で計ります | 60.1% (平成17年度) | 70% | ・市民の6割が身近な生活環境を快適に生活できる環境であると感じていますが、さらにその割合が増加することを目標とします ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています | 第7次旭川市総合計画アンケート調査 |
| | 22 心地よい景観だと感じる市民の割合 | 緑をはじめとする都市の景観が良好に保たれているかを市民の意識で計ります | 26.2% (平成15年度) | 50% | ・市民の半数が都市の景観を評価していることを目標とします ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています | 旭川市民アンケート調査 |
| | 23 中心部の歩行者数 | 都市の拠点性が高まっていることを計ります | 206,448人 (平成15年度) | 240,000人 | ・駅前から3条通までの通行量がほぼ一定であった平成元年の水準を目標とします ・旭川商工会議所による商店街通行量調査報告書の旭川平和通買物公園通行量調査(日曜日)の数値としています | 平成元年値～ 244,140人 |
| | 24 高速交通利用者数 | まちの活気として交流が活発になっているかを交通の状況で計ります | 553.7万人 (平成15年度) | 640万人 | ・観光やビジネス、その他の目的で、広範囲地域から旭川を訪れる人が増えることにより、都市の賑わいや活力が生まれることから、人の往来が今より15%程度増えることを目標とします ・高速交通利用者数は、JR旭川駅の降客数(JR北海道旭川支社調べ)及び旭川空港の降客数と、旭川鷹栖、旭川北の両IC出口利用者数(両IC出口台数(東日本高速道路株式会社北海道支社旭川管理事務所調べ)×2.5人/台(車輛平均搭乗人数))の合計としています | 現状値算式～JR旭川駅降客数138.0万人+旭川空港降客数56.5万人+高速インター出口利用者359.2万人 |
| 8 市民の主体的な自治によるまちづくりを行います | 25 地域で主体的に活動している市民の割合 | 市民が主役となってまちづくりが進められている状況を計ります | 16.2% (平成17年度) | 25% | ・現在6人に1人の市民が、地域での行事や活動に、主催者や企画者として参加していますが、これが4人に1人の割合になることを目標とします ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています | 第7次旭川市総合計画アンケート調査 |

| 重点目標 | 成果指標 | 指標設定の考え方 | 現状値 | 目標値 | 目標値設定の考え方及び指標の取り方 | 備考 |
|-------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|-------------------|-------|---|---|
| 9 地域特性と資源の活用によるまちづくりを行います | 26 本市に愛着や親しみを感じている市民の割合 | 市民が郷土愛を抱くようなまちづくりが行われているかを市民の意識で計ります | 76.8% (平成15年度) | 80% | ・これまで8割程度の高い水準で推移してきており、その水準を維持することを目標とします ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています | 旭川市民アンケート調査 |
| | 27 経常収支比率 | 経常的な支出を抑え、弾力的な財政状況にあるかを計ります | 90.3% (平成16年度) | 85% | ・効率的な行政運営が図られ、財政が健全化するよう、現状より減少することを目標とします ・経常収支比率とは、市税など使い道が特定されていない毎年継続的に収入がある財源の総額(経常一般財源総額)のうち、人件費、扶助費、公債費など節減することが困難な経費(経常経費充当一般財源)に充てられる額の割合を示したもので、この率が高いほど、新たな行政サービスに対応できる余裕がなくなることを表します | 財政健全化プランで、平成22年度において経常収支比率85%以下を目標としている |
| | 28 市民一人当たりの市債残高 | 借金を次代に先送りしない財政運営がなされているかを計ります | 541千円 (平成16年度) | 500千円 | ・財政が健全化するよう、現状より減少することを目標とします ・市債残高/3月末の住民基本台帳人口としています | 現状値算式～市債残高1,941億円/住民基本台帳人口358,795人 財政健全化プランで、平成18年度以降市債借入130億円以内を目標としている |
| 10 健全な財政運営によるまちづくりを行います | 29 市民と市役所の信頼関係が構築されているかを市民の意識で計ります | 市民と市役所の信頼関係が構築されているかを市民の意識で計ります | 32.9% (平成15年度) | 50% | ・市民の半数が市役所に対する印象が以前と比較して良くなったと思うことを目標とします ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています | 旭川市民アンケート調査 |
| 11 市民の負担に的確に応える行政運営によるまちづくりを行います | 29 市役所に対して良い印象を持っている市民の割合 | 市民と市役所の信頼関係が構築されているかを市民の意識で計ります | 32.9% (平成15年度) | 50% | ・市民の半数が市役所に対する印象が以前と比較して良くなったと思うことを目標とします ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています | 旭川市民アンケート調査 |

* 成果指標の考え方について

■ 成果指標の役割

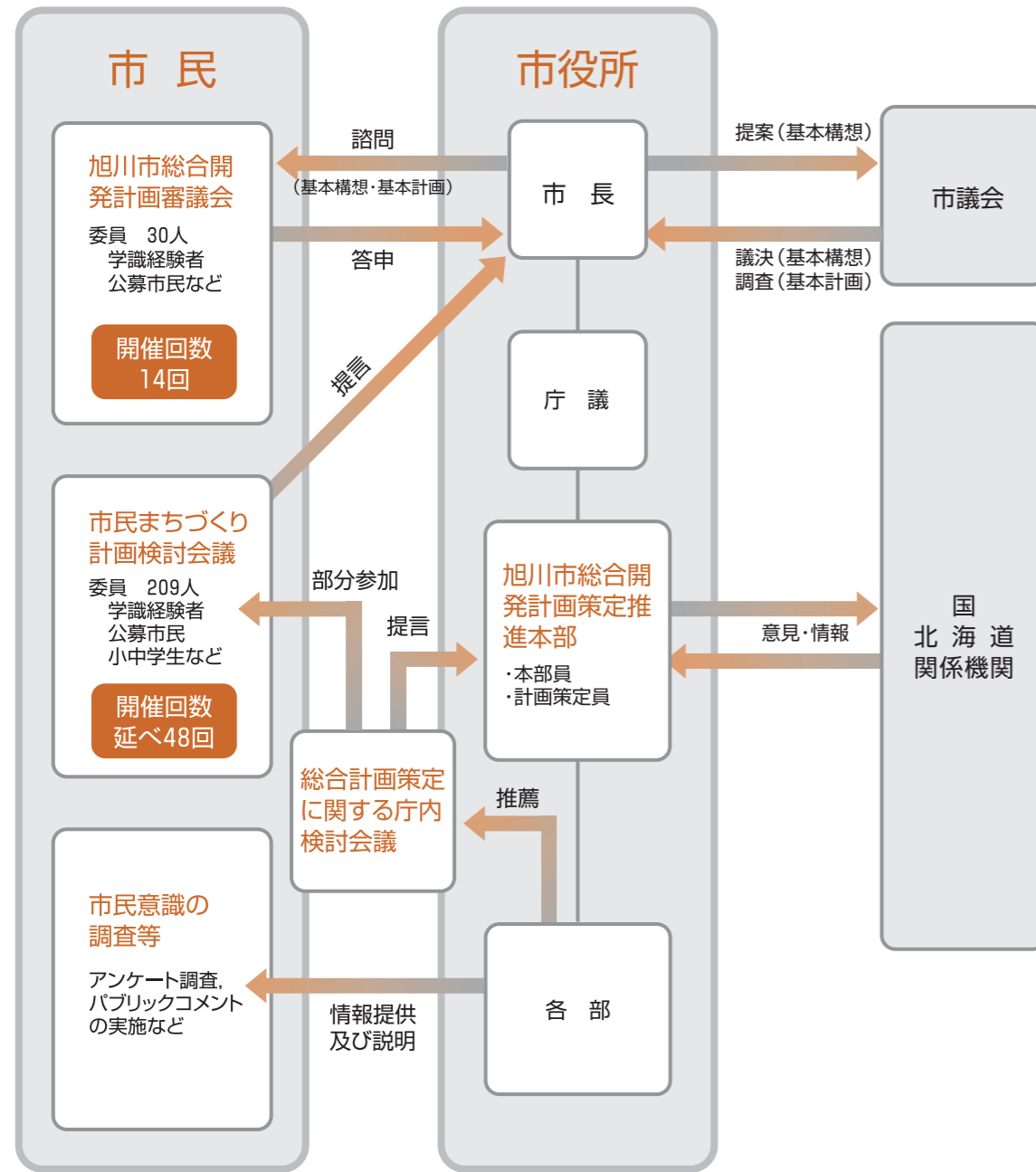
- 成果指標は、目標値の達成状況を客観的に計る目安、尺度として設定するものです。
- 成果指標の目標値は、事業・施策の組立や具体的な対応を実施する際の動機付けとなります。
- また、計画の進行管理の際、目標の達成状況を客観的に計りながら、目標に向かっていくプロセスの中での点検にも使われます。

■ 市民意識(アンケート調査)を成果指標としたものの目標値の考え方

○ 次のような統一した考え方のもとで目標値を設定しています。

- | | |
|------------------|---|
| 〈現状値〉 | 〈目標値の考え方〉 |
| ・40%台前半までのもの | ：半数の50%を目標値とします。 |
| ・40%台後半から60%台のもの | ：誤差(3%程度)を超えて明らかに数値が上昇したと判断できる10%程度の増加を目標値とします。 |
| ・70%台のもの | ：80%を目標値とします。 |
| ・80%以上のもの | ：現状の維持を目標値とします。 |

2 第7次総合計画策定体制図



3 総合計画策定の主な経過

| | |
|------------------------|--|
| 平成16年 1月 ～ 3月 | 有識者懇談会を実施 |
| 平成16年 2月 | 市民アンケート調査の実施 |
| 平成16年 2月 5日 | 旭川市総合開発計画策定推進本部会議の設置 |
| 平成16年 4月22日 | 総合計画策定に関する庁内検討会議(職員ワーキンググループ)の設置 |
| 平成16年 4月27日 | 市民まちづくり計画検討会議の設置 |
| 平成16年 7月 8日 | 「第6次旭川市総合計画点検報告書」の取りまとめ |
| 平成16年11月27日 | 市民まちづくり計画検討会議から「旭川のまちづくりに関する提言」を市長に提出 |
| 平成16年12月22日 | 総合計画策定に関する庁内検討会議(職員ワーキンググループ)から「ユニバーサルな総合計画を目指して～職員ひとりひとりが総合計画の広報人～」を市長に提出 |
| 平成16年12月29日 | 計画策定方針の決定 |
| 平成17年 2月15日 ～ 3月15日 | 第7次旭川市総合計画骨子(案)に対する意見提出手続(パブリックコメント)の実施 12人65件の意見 |
| 平成17年 3月15日 | 旭川市総合開発計画審議会の設置 第7次旭川市総合計画について諮問 |
| 平成17年 5月17日 | 旭川市総合開発計画審議会に「基本構想(諮問案)」を提出 |
| 平成17年 7月 5日 | 旭川市総合開発計画審議会から「基本構想(諮問案)」に対する答申 |
| 平成17年 7月 6日 | 総合計画調査特別委員会の設置 |
| 平成17年 8月18日 | 第3回臨時会に基本構想を上程 |
| 平成17年 8月 ～ 9月 | 第7次旭川市総合計画アンケート調査の実施 |
| 平成17年 9月30日 | 基本構想を議決 |
| 平成17年10月26日 | 旭川市総合開発計画審議会に「第7次旭川市総合計画基本計画(案)」を提出 |
| 平成17年11月15日 ～12月15日 | 第7次旭川市総合計画基本計画(案)に対する意見提出手続(パブリックコメント)の実施 15人54件の意見 |
| 平成17年12月 9日 | 旭川市総合開発計画審議会から「第7次旭川市総合計画基本計画(案)」に対する答申 |
| 平成17年12月15日 | 総合計画調査特別委員会の調査終了 |
| 平成18年 1月31日 | 基本計画を決定 |

4 市民まちづくり計画検討会議

(1) 開催期間：平成16年4月27日～11月27日

(2) 委員名簿

(議長：大野仰一，合計：209名)

| 人をそだてるまち分科会 | | | | | | 38人 | ◎代表幹事 | ○幹事 |
|-------------|--------|-------|--------|--------|--------|-----|-------|-----|
| 有村 幸盛 | 五十嵐 良 | 池嶋 ちえ | 井上 隆也 | 今井 一也 | 今中美智江 | | | |
| ○薄井タカ子 | 大石志乃婦 | ◎大谷 奨 | 大山 紀子 | 奥出 裕嗣 | 樫原 克則 | | | |
| 加藤 数雄 | ○川島 教孝 | 小嶋 源一 | ◎今 尚之 | ○佐々木和雄 | 柴田 英壹 | | | |
| 清水 雅仁 | ◎白井 暢明 | 杉本美由紀 | ○鈴木 徹郎 | 田上 唯勝 | 只石 勝彦 | | | |
| ○土屋三樹夫 | ○寺島 一男 | 中島 秀雄 | ○中島 雅夫 | 中振美智代 | ○成田 一芳 | | | |
| 沼田 和秀 | 野村 有希 | 深沢 達格 | ○堀川 真 | 前川 芳輝 | 宮崎 啓 | | | |
| ○森 悦子 | 柳内ツヤ子 | | | | | | | |

| 人をいかすまち分科会 | | | | | | 40人 | ◎代表幹事 | ○幹事 |
|------------|--------|----------|--------|---------|--------|-----|-------|-----|
| 石井 邦子 | ○石田 純枝 | 大川 勝人 | 大谷 薫 | ☆◎大野 仰一 | ◎大矢 奈美 | | | |
| ○小川 環栄 | ◎小野崎 保 | 小野寺礼史(調) | ○葛西 智彦 | 側 雄一 | 片岡 宏文 | | | |
| 河西 利記 | 川本 英之 | 菊地 良作 | ○北口 浩之 | ○桑原 義彦 | 後藤 政男 | | | |
| 斎藤 信義 | ○佐々木 司 | 佐藤 和広(調) | 佐藤 絢也 | ○庄司 和晴 | 鈴木 修 | | | |
| 高尾 和典 | 高橋 美香 | 田中ひろこ | 谷口 威裕 | 長勢 孝志 | 中田 恒史 | | | |
| 野宮 明美 | ○原田 直彦 | 原田 光幸 | 松岡 修司 | ○松倉 敏郎 | 三浦 隆一 | | | |
| 三原 幸雄 | 森田 孜 | 矢田 淑子 | 山口なぎさ | ○山崎 博幸 | | | | |

委員の途中交代があり、氏名の掲載人数と合計人数は異なっております。

| 人がふれあうまち分科会 | | | | | | 35人 | ◎代表幹事 | ○幹事 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|-------|-----|
| 池本 裕治 | 石崎 利夫 | 石田 慶嗣 | ○板橋 雅之 | ○伊東 義矩 | ○稻田 佳弘 | | | |
| 稲永志律子 | 今井 洋平 | 岩本美津枝 | 植西 妃良 | ○請川 幹恭 | 浦木 ユキ | | | |
| 大沼 フミ | ○岡下 文一 | ◎小河 幸次 | 加藤いくの | ◎川邊 淳子 | 川村 博 | | | |
| 久保田芳江 | 古池 正之 | ○近藤 啓子 | 酒井 秀雄 | ○佐々木愉架 | 高橋 正巳 | | | |
| ○東峰 雅博 | ○中山美知子 | 奈良 恵子 | 錦川 理香 | 羽柴多恵子 | ◎長谷部直幸 | | | |
| 畑中 清 | 本田 雅榮 | 松田千鶴子 | 箭原 実 | 山口 裕子 | | | | |

| 人にやさしいまち分科会 | | | | | | 38人 | ◎代表幹事 | ○幹事 |
|-------------|--------|--------|-------|---------|--------|-----|-------|-----|
| 浅井 繁 | ○荒川 信基 | 有馬 準 | ◎遠藤 剛 | 太田 英司 | ○大廣 泰久 | | | |
| 小椋 政和 | ◎角 一典 | 加藤美智子 | 加藤 亮治 | 河口 健二 | 神原 佳裕 | | | |
| 小宮谷定男 | 佐々木 孝 | ○塩田 惇 | 柴田 福一 | 菅野 哲朗 | 曾根 真 | | | |
| ☆◎田川 正毅 | ○出羽 寛 | 中野 仁 | 那須 康二 | ☆○西村 睦子 | ○橋本 幸子 | | | |
| 樋口 信一 | 福居恵美子 | ○藤田 悦子 | 堀川 澄子 | ○三浦 敏章 | ○三原 清孝 | | | |
| ○宮嶋 睦子 | 村田 正一 | ○村本 光弘 | 森田 彩子 | 守田 勇 | 山口 正幸 | | | |
| 山本 敏夫 | 渡辺 修一 | | | | | | | |

(分科会毎、五十音順、敬称略)

| 子ども分科会 (小学5年生～中学3年生) | | | | | | 58人 | ◎代表幹事 |
|----------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|
| ◎阿部 孝廣 | 岩間 大輔 | 浦野菜由菜 | 大澤 準也 | 奥村 侑加 | 小澤 美穂 | | |
| 踊場 桃子 | 垣見 雄太 | 加藤 将矢 | 鎌上 翔平 | 上代 隼也 | 神谷 篤季 | | |
| 川崎 千尋 | 喜多 美月 | 國奥 有希 | 小菅 真菜 | 斎藤 翔平 | 坂井 勝多 | | |
| 佐々木香菜子 | ◎佐々木陽平 | 佐藤 飛鳥 | 佐藤あずさ | 佐藤 大樹 | 佐藤 宏光 | | |
| 柴野 藍 | 新濱 孝彦 | 杉浦 文康 | 鈴木 貴宏 | 鈴木 美紗 | 鈴木 美歩 | | |
| 其田 唯 | 高野美和子 | 高橋 春花 | 高橋 美帆 | 高原玲央名 | 谷口 恭子 | | |
| 田之岡 舞 | 千田 悠美 | 長木 重憲 | 永草 沙希 | 永草 愛実 | 中村 太介 | | |
| 西塚 彩人 | 西村 遥香 | 畑中 唯花 | 樋榮 命 | 藤本 瑠 | 藤保 眞弥 | | |
| ◎古田真理奈 | 堀内 康充 | 榎田 慈 | 皆川 航太 | 峯後 俊秀 | 村岡 陸 | | |
| 村田 丸奈 | 山内 崇徳 | 山田 菜絵 | 渡辺 夢菜 | | | | |

☆は、本計画書について、内容が分かりやすく、見やすいデザインとなるようお手伝いいただいた方です。

| 学生スタッフ | | | | | |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| (人をそだてるまち分科会) | | | | | |
| 伊藤 瑠美 | 鯨岡 春香 | 中井 千晶 | 中川菜都紀 | 中嶋 宏美 | |
| (人をいかすまち分科会) | | | | | |
| 木島富美子 | 高橋 茂載 | 林 幸恵 | 渡辺真理子 | | |
| (人がふれあうまち分科会) | | | | | |
| 今城 千恵 | 藤原 敦子 | 守田 幸代 | 梁川 紋加 | 横江 千佳 | |
| (人にやさしいまち分科会) | | | | | |
| 江本 真紀 | 中家 美穂 | 松岡 美都 | 矢野 英雄 | | |
| (子ども分科会) | | | | | |
| 阿部かほ里 | 板垣 互 | 伊藤 瑠美 | 今城 千恵 | 岡本 紗知 | 岸田紗生子 |
| 鯨岡 春香 | 倉谷 枝里 | 小島 尚子 | 酒井亜希子 | 谷川 理恵 | 千葉加奈子 |
| 中澤明日香 | 中野 泰明 | 貫田 航 | 引地 景子 | 藤沢 英哉 | 藤原 敦子 |
| 本庄奈津美 | 三上 宰主 | 村松 綾子 | 梁川 紋加 | 山口 和宏 | 山本 充二 |
| 横江 千佳 | | | | | |

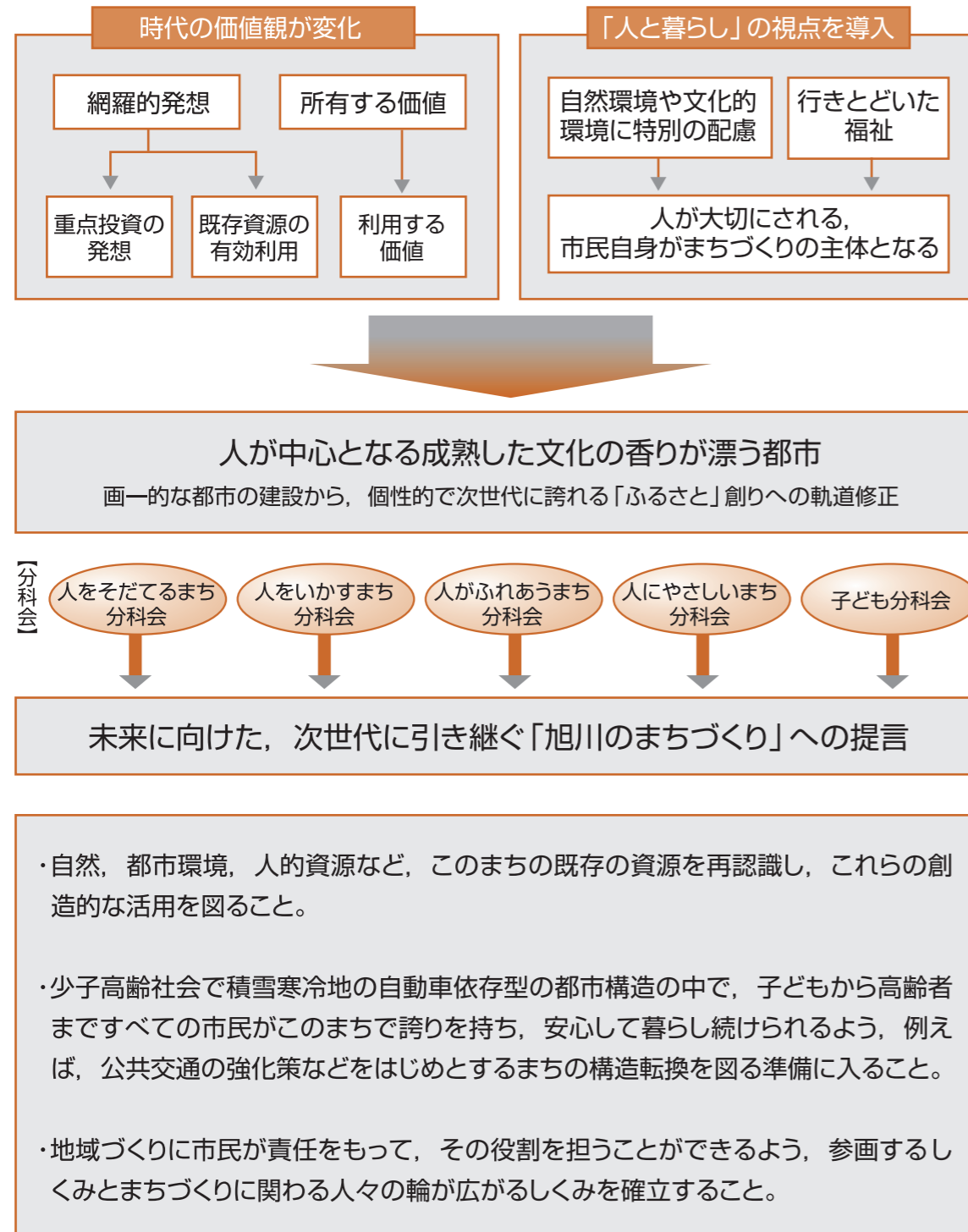


市民まちづくり計画検討会議

(3) 提言
市民まちづくり計画検討会議「旭川のまちづくりに関する提言」

(平成16年11月27日提出)

市民まちづくり計画検討会議 提言の概念図



(4) 各分科会ごとの主な提言内容

| | |
|--------------------|---|
| <p>人をそだてるまち分科会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■いつでも、どこでも、旭川の自然、風土を学ぶことのできる機会と場を確保し生涯学習の充実を図ること。 ■子どもに関する情報提供や相談窓口などを一元化して提供するシステムを構築し学校教育の充実を図ること。 ■ハコものづくりだけではなく、使い方の創意工夫など使い勝手のよい整備をすることにより文化的施設や環境の質的向上を図ること。 ■旭川の積雪寒冷地という特性を生かした施設を充実させ、冬季スポーツの振興を図ること。 |
| <p>人をいかすまち分科会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■総合的に地域運営をする視点を持ち、感性を刺激する中心市街地を目指し、都心の活性化を図ること。 ■若者にとって魅力ある雇用の場の確保や、高齢者が社会参加できる仕組みをつくり、市民が夢を持ち、働きがい、生きがいを実感できるまちづくりを行うこと。 ■市民が旭川の良さを自覚し、市外から訪れる人が「もう一度来たい」と思う旭川を目指し、交流人口の確保を図ること。 |
| <p>人がふれあうまち分科会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ユニバーサルデザインのまちづくりに向けて、総合的な視点に立った地域福祉推進体制の確立を図ること。 ■子どもたちが、明るく幸せな未来を創造していくため、望ましい生活や人間関係の構築を図ること。 ■健康づくりと医療福祉の観点から、住むなら旭川というまちを目指し、市民の積極的な健康づくりを支援する仕組みと地域医療の充実を図ること。 |
| <p>人にやさしいまち分科会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■郊外の緑と市街地の緑をつなぐ手法として、河畔林を活用し緑のネットワークの整備を図ること。 ■物質の循環・再利用を促進し、環境に影響する物質の排出・廃棄のないエネルギー源の開発を進め、生産・消費の地域内完結の仕組みを模索すること。 ■高齢者が歩いて暮らせるような地域を形成することや、大災害に備え、緊急時の市民の対処を周知すること。 |
| <p>子ども分科会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■自然豊かなまちを目指すために、自ら率先して行動し、ごみ拾い運動やその意識向上のための広報活動の充実を図ること。 ■スポーツに関して、学校や地区センターの開放などにより、体験の場を増やすこと。 ■川や公園のゴミ、橋の落書きなどを無くすためには、市民一人ひとりが自覚をもってきれいにしていこうとする態度が不可欠なこと。 ■小さな子どもや、お年寄り、障害者などの視点にたったバリアフリー化を進め、人々との信頼できる関係の再構築を図ること。 ■旭川のお米や野菜をもっといろいろな人に知ってもらおう方策が必要であり、にぎわい・活力あるまちづくりを実現していくには、「まち」ではなくそれを支える「人」が変わる必要があること。 |

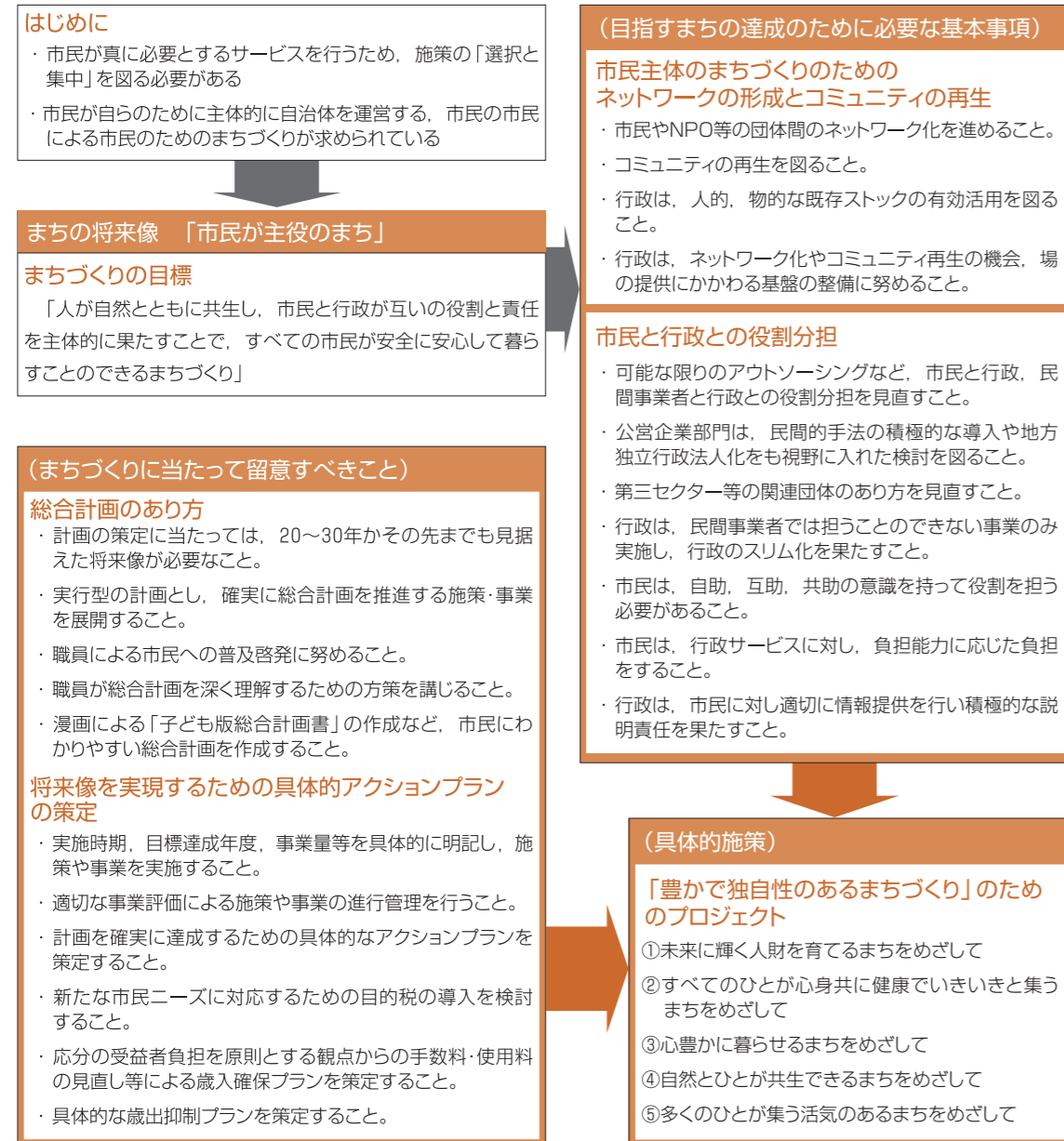
5 総合計画策定に関する庁内検討会議（職員ワーキンググループ）

- (1) 開催期間：平成16年4月22日～12月22日
(2) 構成員名簿

| 構成員 | | 16人 | ◎議長 | ○副議長 | |
|--------|------------|-------|------------|-------|--------------|
| 伊東 史行 | 都市建築部公共建築課 | 工藤祐美子 | 総務部総務課 | 福田 素子 | 生涯学習部生涯学習課 |
| ◎太田 誠二 | 土木部土木総務課 | 小島浩吉志 | 商工観光部産業振興課 | 堀田 幸宏 | 水道局事業部下水道整備課 |
| 小野 義将 | 水道局営業部経理課 | 櫻井 亜衣 | 市民部市民課 | ○松本 学 | 保健福祉部福祉総務課 |
| 北嶋 一雅 | 農政部農政課 | 高橋 慶太 | 企画財政部秘書課 | 村岡 弘江 | 保健所保健指導課 |
| 北田 卓也 | 学校教育部総務課 | 西館 拓 | 消防本部総務課 | 山口 学 | 環境部環境政策課 |
| 清原 英数 | 生活交流部広聴広報課 | | | | |

(五十音順 敬称略)

- (3) 提言
総合計画策定に関する庁内検討会議「ユニバーサルな総合計画をめざして」
(平成16年12月22日提出)



(3) 諮問及び答申

第7次旭川市総合計画・諮問

旭川市総合開発計画審議会
会長 前 晋 爾 様

旭総計 第112号
平成17年3月15日

旭川市長 菅 原 功 一

第7次旭川市総合計画について（諮問）

旭川市総合開発計画審議会条例（昭和46年条例第45号）第1条の規定に基づき、第7次旭川市総合計画（基本構想・基本計画）について、貴審議会の意見を求めます。

第7次旭川市総合計画基本構想諮問案・提出

旭川市総合開発計画審議会
会長 前 晋 爾 様

旭総計 第112号
平成17年5月17日

旭川市長 菅 原 功 一

第7次旭川市総合計画基本構想諮問案について

平成17年3月15日付けで諮問しました第7次旭川市総合計画について、基本構想諮問案を別冊のとおりとりまとめましたので、貴審議会に提出いたします。

つきましては、本基本構想諮問案について御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

第7次旭川市総合計画基本構想諮問案・答申

旭川市長 菅 原 功 一 様

平成17年7月5日

旭川市総合開発計画審議会
会長 前 晋 爾

第7次旭川市総合計画基本構想諮問案について（答申）

平成17年5月17日付けで本審議会に提出のありました第7次旭川市総合計画基本構想諮問案について、今日の目まぐるしく変化する社会経済情勢の中で、私たちは、総合計画の役割や位置付け、市民まちづくり計画検討会議の提言などを踏まえ、慎重に協議をした結果、基本的な考え方、内容については新しい自治の時代に向けた転機となる基本構想としておおむね妥当と認めます。

ただし、審議の過程において出された意見については、別紙のとおりまとめましたので、基本構想の原案作成及び新しい基本計画の立案に当たっては、十分に留意し、その趣旨を生かされますよう要望します。

意見

別紙

1 基本構想全体について

- (1) 周辺町村との連携などを視野に入れながら、北の拠点都市としての役割を考えるべきである。
- (2) 少子高齢化を見据えて、コンパクトなまちづくりの視点が必要である。

2 基本目標1について

- (1) 少子化が進んでいく中で、子どもを生き育てやすい環境づくりや情操豊かな心を育む人材育成の視点から具体的な内容を検討すべきである。
- (2) 自分の住んでいるところの良さを認識し、また、地域における人間関係の営みを構築することを強調すべきである。

3 基本目標2について

旭川が誇るべき貴重な地域資源である「豊かな自然環境」、「保健・医療・福祉の集積機能」、「自然災害の少なさ」などを生かしながら、人の活動によって暮らしの安心感を高めること、豊かな自然の中で癒しを得ること、健康を保つことなど、暮らしの質を高め、暮らしやすいまちにしていくことが重要である。

4 基本目標3について

- (1) 地域経済の活性化、そして雇用の確保は、まちづくりにとって特に重要な課題である。このため、旭川の重要な産業とも言える農業を生かし、文化や自然環境を生かした観光を展開するなど地域産業の育成、更には新産業の創出など、より具体的な内容を含めた表現にしなから、強調する必要がある。
- (2) 交通網や情報基盤などの集積を生かすことに加え、既存の資源そのものについても更に磨きをかける視点も強調すべきである。

5 基本目標4について

これからのまちづくりにあたっては、これまで以上に市民が主体となってまちづくりを進めていくことが重要であり、市民と行政の協働を一層進めていく必要がある。

また、市民主体のまちづくりの実現に向けては、市民意見を行政活動に積極的に活かすとともに、経済活動の環境づくりにおいても、市民の声を取り入れる窓口としての機能を担っていくことが必要である。

第7次旭川市総合計画基本計画案・提出

旭川市総合開発計画審議会
会長 前 晋 爾 様

旭総計 第65号
平成17年10月26日

旭川市長 菅 原 功 一

第7次旭川市総合計画基本計画案について

平成17年3月15日付けで諮問しました第7次旭川市総合計画について、基本計画案を別冊のとおりとりまとめましたので、貴審議会に提出いたします。

つきましては、本基本計画案について御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

第7次旭川市総合計画基本計画案・答申

旭川市長 菅 原 功 一 様

平成17年12月9日

旭川市総合開発計画審議会
会長 前 晋 爾

第7次旭川市総合計画基本計画案について（答申）

平成17年10月26日付けで本審議会に提出のありました第7次旭川市総合計画基本計画案について、慎重に協議をした結果、基本構想で定められた都市像や基本目標の実現に向けて、「重点目標」を設定し、目標像、成果指標などを明示しながら「施策の方向」につながる計画の理念と基本体系については、おおむね妥当と認めます。

ただし、今後10年間のまちづくりを進めるに当たり、市民の関心が高い具体的な施策展開は、基本計画決定後の推進計画に委ねられることから、限られた財源の中での事業の優先順位や、行政と市民との役割分担を明らかにしつつ、今後、計画の的確な推進に努められるよう要望します。

また、目標のとりえ方や成果指標の設定及び総合計画に基づき具体化される施策等については、審議の過程において、各委員から意見が出され、別紙のとおりまとめましたので、これらの意見を基本計画の決定に際し十分に尊重するとともに、施策の実施に反映していくことを求めます。

意見

別紙

1 成果指標について

成果指標を設定し、目標の達成状況を計りながらまちづくりを進めることについては重要であるため、設定の考え方や伝えるべき情報の配置など、よりわかりやすい見せ方を工夫するとともに、今後の実施段階の取組においても、目標の達成状況を計る指標の豊富化を図る必要がある。

また、総合計画の評価においては、まちづくりに関わる様々な主体の活動を対象としているものがあることや、手法の選択及び組み立てに今後工夫を加えていく必要があること、さらには、目標達成の状況を必ずしも定量化できない要素もあることなどから、成果指標のみにより評価するのではなく、総合的に評価するための手法についても検討が必要である。

2 重点目標1について

- (1) 町内会加入率の向上は、それ自身が目的ではなく、地域コミュニティの中核をなす町内会の主体的な活動の結果として、市民は町内会の意義を再認識し、そのことで町内会加入率の向上が期待されるものであることから、町内会と行政との協働の理念に基づく具体的な事業の積極的推進を図る必要がある。

- (2) 公共的役割を担う地域社会の形成を図るためには、地域に根ざした団体の活動を広くとらえていくことが必要である。

3 重点目標2について

北国型のスポーツ振興を図るとともに、生涯学習意識の高まりを背景として、地域の人やモノと連携した取組が進められる必要がある。

4 重点目標3について

- (1) 子どもたちが健やかに育つ環境の充実を図るためには、社会全体のモラルの向上を目指すとともに、地域に重点を置いた取組を進めていく必要がある。
- (2) 子どもを生き育てやすい環境の充実を図るためには、男女共同参画の視点を取り入れる必要がある。

5 重点目標4について

- (1) 障害を持つ人やお年寄りをはじめとするすべての人が安心して暮らせるよう、生活環境などの基盤整備を進めるとともに、医療集積を生かした市民の健康づくりや災害への対応体制については、具体的施策を豊富化する必要がある。
- (2) 衛生的な生活の確保に当たっては、空気や土についても安心感を高めていくことが必要である。

6 重点目標5について

- (1) 自然との共生を進めるうえでは、自然の保全ばかりでなく復元の視点も必要である。
- (2) 循環型社会を進めていくためには、ごみの発生に加えてごみの排出を抑制するなど、4R1Lの原則、Refuse（リフューズ：ごみになるものを作らない、受け取らない）・Reduce（リデュース：排出抑制）・Reuse（リユース：再利用）・Recycle（リサイクル：再生利用）・Long use（ロングユース：長く使う）の視点が必要である。

7 重点目標6について

- (1) 観光都市の視点を明確にし、市内はもとより周辺を含めたイベント等のPR、農業等を生かした展開など、具体的施策を豊富化するべきである。
- (2) 農業及び家具製造を含む製造業を基幹産業として位置づけ、振興策を展開する必要がある。
- (3) 旭川の地域メリットや異業種の連携などを踏まえた新しい産業の創出を進めていく必要がある。

8 重点目標7について

居住環境の質の向上や交通弱者への配慮の観点から、利便性を高める都市内交通システムを考えることが重要である。

9 重点目標8について

自治の内容、必要性、展望及び効果、地域の概念、市民と行政の果たすべき責任と役割について、明確にする必要がある。

10 重点目標9について

地域特性や地域資源の活用がなされた状態を、より具体的な内容を含めて明確にするべきである。

11 重点目標10について

職員数については、長期的な見直しを持つことが望ましいが、求められる行政サービスに応じて設定されるべきものであるため、短期的に見直しをかける取組の中で適正に設定していくべきである。

12 重点目標11について

市民からより信頼と理解を得る市役所となるための取組を進めていく必要がある。

13 都市空間形成の考え方について

- (1) 旭川の特徴ある自然環境を明確にした表現とする必要がある。
- (2) 環境負荷や交通事故が少なく、にぎわい、交流など都市の魅力が高いまちづくりを少ない財政負担で進めていくためには、都心居住などを推進したり、集客施設や公共施設を居住者や公共交通乗降場の徒歩圏内に立地させるなどコンパクトなまちづくりを進める必要がある。
- (3) 交通体系の考え方については、利用者の利便性にかかわる意義を強調する必要がある。

関係法令

地方自治法(昭和22年法律第67号) 第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たつては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

旭川市総合開発計画審議会条例 (昭和46年10月27日旭川市条例第45号)

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、旭川市総合開発計画(以下「総合計画」という。)について審議するため、旭川市総合開発計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

3 第1項に定めるもののほか、特別な事項を審議するため必要があるときは、審議会に臨時の委員を置くことができる。

(委員の任期)

第3条 前条第1項の委員の任期は、総合計画に関する答申が終了したときまでとする。

2 前条第3項の委員は、特別な事項に関する審議が終了したときに委嘱を解かれたものとみなす。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

4 会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(専門部会)

第6条 審議会に専門的な事項を調査、審議するため必要があるときは、専門部会を設置することができる。

第7条 審議会の庶務は、市長が別に定めるところにおいて処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則(抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(中 略)

附 則(平成7年3月28日条例第10号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成7年4月規則第23号で、同月15日から施行)

旭川市総合開発計画策定に関する規則 (昭和46年10月1日旭川市規則第63号)

(目的)

第1条 この規則は、旭川市総合開発計画(以下「総合計画」という。)を策定するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「総合計画」とは、市将来の発展、市民生活の安定及び生活環境の向上等を図るために策定する市政の総合的な計画で、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 基本構想

本市の振興発展の将来図とこれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにしたものをいう。
 - (2) 基本計画

基本構想に沿って具体的な都市発展、市民生活の向上等を図るための基本的方策をあらわしたものをいう。
- (計画策定の原則)

第3条 総合計画は、市発展のため計画的、効率的な行政の指針を確立し、関係機関、諸団体との連絡協調を保ちながらこれを積極的、重点的に推進できるように策定されなければならない。

第4条 削除
(計画の策定)

第5条 総合計画は、旭川市事務分掌条例(昭和27年旭川市条例第56号)第1条に規定する部及び病院並びにこれに準ずる組織、水道局、消防本部、教育委員会並びに農業委員会の長が作成した計画案を旭川市総合開発計画策定推進本部(以下「策定推進本部」という。)が統括し、市長がこれを決定する。

2 市長は、前項の規定により総合計画を決定しようとするときは、旭川市総合開発計画審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。

(策定推進本部)

第6条 総合計画案の策定を統括するため、旭川市庁議規則(昭和50年旭川市規則第54号)第5条第1項に規定する部会として、策定推進本部を設置する。

2 策定推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもつて組織する。

3 本部長は市長を、副本部長は助役を、本部員は次の各号に掲げる職にある者をもつて充てる。

- (1) 収入役
- (2) 水道事業管理者
- (3) 教育長

(4) 旭川市事務分掌条例第1条に規定する部、保健所、市立旭川病院事務局、消防本部、教育委員会事務局の学校教育部及び生涯学習部、水道局の営業部及び事業部、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局並びに監査事務局の長

(5) 総務監、担当部長、公衆衛生監及び防災監(本部長)

第6条の2 本部長は、会議の議長となる。

2 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が定めた順序により副本部長がその職務を代理する。

3 本部長、副本部長ともに事故があるときは、あらかじめ本部長の指名する本部員がその職務を代理する。

(会議)

第6条の3 会議は、本部長が招集する。

2 本部長は、第6条第2項に定めるもののほか必要と認める者を会議に出席させることができる。

(部会)

第6条の4 本部長は、総合計画案の策定に関し必要と認めるときは、部会を設置し調査研究させることができる。

2 部会は、本部長の指名する者をもつて組織する。

(計画策定員)

第6条の5 策定推進本部に計画策定員(以下「策定員」という。)を置く。

2 策定員は、第6条第3項第4号に掲げる組織において当該組織の庶務事務を分掌する課の長(課を置かない組織にあつては、次長)、会計課長及び別に本部長の指名する職員をもつて充てる。

3 策定員は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 総合計画案の策定に係る情報の収集及び必要な資料の調製
- (2) 所属する組織に係る計画案作成の調整及び総合計画案の検討
- (3) 市民等に対する総合計画案等の説明

(庶務)

第7条 策定推進本部に関する庶務は、企画財政部において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(中 略)

附 則(平成18年3月28日規則第10号抄)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

第7次旭川市総合計画

発行 旭川市
〒070-8525 旭川市6条通9丁目
TEL(0166)26-1111(代表)

発行年月 平成18年6月

編集 旭川市企画財政部総合計画推進課

印刷 株式会社 須田製版